

DISCLOSURE

Report 2022



佐賀市中央農業協同組合

目 次

プロフィール・・・・・・・・・・・・・・・・	1	3. 購買事業取扱実績・・・・・・・・・・	63
ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・	2	4. 販売事業取扱実績・・・・・・・・・・	64
1. 経営理念・・・・・・・・・・・・・・・・	3	5. 保管事業取扱実績・・・・・・・・・・	65
2. 経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3	6. 指導事業・・・・・・・・・・・・・・・・	66
3. 経営管理体制・・・・・・・・・・・・・	4	7. 宅地等供給事業実績・・・・・・・・	66
4. 系統のしくみ・・・・・・・・・・・・・	5	8. 資産管理事業取扱実績・・・・・・・・	66
5. 事業の概況（令和3年度）・・・・・・	7	固定資産・外部出資の状況・・・・・・	67
6. 事業活動のトピックス（令和3年度）・・	8	IV 経営諸指標	
7. 農業振興活動・・・・・・・・・・・・・	8	1. 利益率・・・・・・・・・・・・・・・・	68
8. 地域貢献情報・・・・・・・・・・・・・	8	2. 貯貸率・貯証率・・・・・・・・・・	68
9. 自己改革の取り組み・・・・・・・・・・	10	3. 職員一人当たり指標・・・・・・・・	69
10. リスク管理の状況・・・・・・・・・・	12	4. 一店舗当たり指標・・・・・・・・・・	69
11. 自己資本の状況・・・・・・・・・・・・・	20	5. その他経営諸指標・・・・・・・・・・	69
12. 主な事業の内容・・・・・・・・・・・・・	21	V 自己資本の充実の状況	
【経営資料】		1. 自己資本の構成に関する事項・・・・	70
I 決算の状況		2. 自己資本の充実度に関する事項・・・・	72
1. 貸借対照表・・・・・・・・・・・・・	27	3. 信用リスクに関する事項・・・・・・・・	74
2. 損益計算書・・・・・・・・・・・・・	28	4. 信用リスク削減手法に関する事項・・	77
3. 注記表・・・・・・・・・・・・・	29	5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相	
4. 剰余金処分計算書・・・・・・・・・・	49	手のリスクに関する事項・・・・・・・・	79
5. 部門別損益計算書・・・・・・・・・・	50	6. 証券化エクスポージャーに関する事項・・	79
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認・・	52	7. 出資その他これに類するエクスポージャーに	
7. 会計監査人の監査・・・・・・・・・・	52	関する事項・・・・・・・・・・・・・	79
II 損益の状況		8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
1. 直近の5事業年度における主要な経営指標・	53	エクスポージャーに関する事項・・・・	80
2. 利益総括表・・・・・・・・・・・・・	53	9. 金利リスクに関する事項・・・・・・・・	80
3. 資金運用収支の内訳・・・・・・・・・・	54	VI 連結情報	
4. 受取・支払利息の増減額・・・・・・・・	54	1. グループの概況・・・・・・・・・・	82
III 事業の概況		(1) グループの事業系統図・・・・・・・・	82
1. 信用事業・・・・・・・・・・・・・	55	(2) 子会社の状況・・・・・・・・・・	82
(1) 貯金に関する指標・・・・・・・・・・	55	(3) 連結事業概況・・・・・・・・・・	82
① 科目別貯金平均残高		(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標・	83
② 定期貯金残高		(5) 連結貸借対照表・・・・・・・・・・	84
(2) 貸出金等に関する指標・・・・・・・・	56	(6) 連結損益計算書・・・・・・・・・・	86
① 科目別貸出金平均残高		(7) 連結キャッシュ・フロー計算書・・・・	88
② 貸出金の金利条件別内訳残高		(8) 連結注記表・・・・・・・・・・・・・	90
③ 貸出金の担保別内訳残高		(9) 連結剰余金計算書・・・・・・・・・・	112
④ 貸出金の使途別内訳残高		(10) 農協法に基づく開示債権・・・・・・・・	112
⑤ 貸出金の業種別残高		(11) 連結事業年度の事業別事業収益等・・・・	113
⑥ 主要な農業関係の貸出金残高		2. 連結自己資本の充実の状況・・・・・・・・	114
⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融		(1) 自己資本の構成に関する事項・・・・	114
再生法開示債権区分に基づく債権の保全		(2) 自己資本の充実度に関する事項・・・・	116
状況		(3) 信用リスクに関する事項・・・・・・・・	118
⑧ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		(4) 信用リスク削減手法に関する事項・・	122
⑨ 貸出金償却の額		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法		相手のリスクに関する事項・・・・・・・・	123
に基づく開示債権の状況		(6) 証券化エクスポージャーに関する事項・・	123
(3) 内国為替取扱実績・・・・・・・・・・	60	(7) オペレーショナル・リスクに関する事項・	123
(4) 有価証券に関する指標・・・・・・・・	60	(8) 出資その他これに類するエクスポージャー	
① 種類別有価証券平均残高		に関する事項・・・・・・・・・・・・・	123
② 商品有価証券種類別平均残高		(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用され	
③ 有価証券残存期間別残高		るエクスポージャーに関する事項・・・・	124
(5) 有価証券等の時価情報等・・・・・・・・	60	(10) 金利リスクに関する事項・・・・・・・・	124
① 有価証券の時価情報等		【JAの概要】	
② 金銭の信託の時価情報等		1. 機構図・・・・・・・・・・・・・	125
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ		2. 役員構成・・・・・・・・・・・・・	125
取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引		3. 会計監査人の名称・・・・・・・・・・	125
2. 共済取扱実績・・・・・・・・・・・・・	61	4. 組合員数・・・・・・・・・・・・・	126
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高・・	61	5. 組合員組織の状況・・・・・・・・・・	126
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高・・・・	61	6. 特定信用事業代理業者の状況・・・・・・・・	126
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共		7. 地区一覧・・・・・・・・・・・・・	126
済の介護共済金額保有高・・・・・・・・・・	62	8. 沿革・あゆみ・・・・・・・・・・・・・	127
(4) 年金共済の年金保有高・・・・・・・・・・	62	9. 店舗等のご案内・・・・・・・・・・	131
(5) 短期共済新契約高・・・・・・・・・・	62	10. 関連会社のご案内・・・・・・・・・・	131

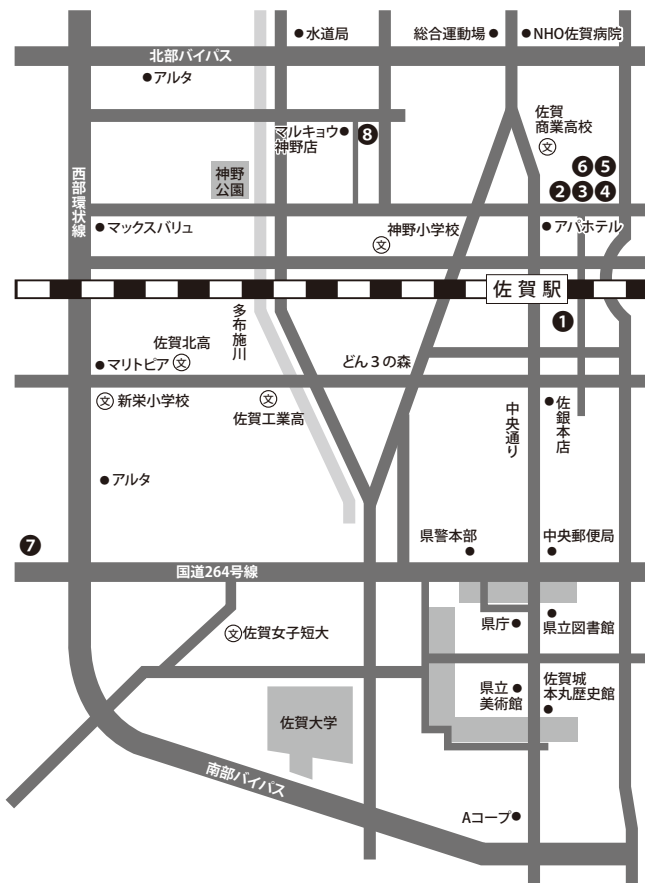
■ J A佐賀市中央プロフィール ■

- ◆ 創 立 昭和23年5月27日
佐賀市農業協同組合
- ◆ 名 称 変 更 昭和29年9月22日
佐賀市中央農業協同組合
- ◆ 本店所在地 佐賀市駅前中央一丁目3番1号
電話 0952-23-8555(代)
FAX 0952-24-7666
E-mail : ja-chuou10@saga-ja.jp
http://ja-sagashichuou.saga-ja.jp/
- ◆ 営 業 地 区 佐賀市
(富士町・三瀬村・大和町・諸富町・川副町・
東与賀町・久保田町を除く)
- ◆ 総 資 産 約443億円
- ◆ 貯 金 約424億円
- ◆ 貸 出 金 約128億円
- ◆ 長期共済保有高 約311億円
- ◆ 購買品供給高 約3,454万円
- ◆ 販売品販売高 約1,791万円
- ◆ 出 資 金 約4.3億円
- ◆ 組 合 員 数 5,579人 (正92人、准5,487人)
- ◆ 役 員 数 10人
- ◆ 職 員 数 34人 (正、臨時、受入出向者)
- ◆ 自己資本比率 10.14%

(令和4年3月31日現在)

J A佐賀市中央は、県都佐賀市の中心部において、協同活動を積極的に展開しております。
地域性豊かな魅力ある都市型J Aをめざし、心豊かな地域社会づくりとゆとりある暮らしの実現に向け、皆様に親しまれる協同組織としての役割を果たしたいと考えております。

「キラリと輝く健全な都市型J Aをめざして」



- ① 本店
- ② 佐賀中央宅建棟
- ③ 低温並びに常温倉庫
- ④ 指導経済部事務所
- ⑤ 保有米低温倉庫
- ⑥ 資材倉庫
- ⑦ 八戸貸店舗
- ⑧ 神野貸店舗

(令和4年7月現在)

ごあいさつ



平素より私どもJA佐賀市中央をお引き立ていただき、誠に有難うございます。

さて、当JAの業務内容や活動状況について、皆様にご紹介するために、本年も「ディスクローチャー／Report2022」を作成致しました。ご覧いただき当JAに対するより一層のご理解をいただければ幸いです。

依然として終息の兆しがみえず、感染再拡大の様相を呈しつつある新型コロナウイルス感染症については、早期の終息を切に願うばかりであります。

また、ロシアによるウクライナ侵攻は世界経済を混乱させ、しいては農業にも燃料や肥料等の高騰をもたらし、農産物の市場バランスさえ乱す結果となりました。

令和3年度は、事業面ではJA資産の一部売却や事業用資産の買い換え特例の適用により多額の特別損益を計上しましたが、組合員の皆様の多くの御支援と御協力により、事業利益は計画を上回る結果となりました。

令和4年度は、第10次中期計画(令和4年度～令和6年度)の実践初年度となります。昨年10月開催の第29回JA全国大会において示された中長期(10年後)を見通して重点的に取り組むべき5つの柱である「持続可能な食料・農業基盤の確立」「持続可能な地域・組織・事業基盤の確立」「不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化」「協同組合としての役割発揮を支える人づくり」「『食』『農』『地域』『JA』にかかる国民理解の醸成」を念頭に当JAを取り巻く経営課題に対応しつつ地域に根差した事業活動を進めてまいります。

さらに、今年度は5年先・10年先のJAの経営が持続可能であるかを問われる早期警戒制度の導入初年度となります。かねてより注視されている自己資本比率の改善については、事業量と相反する面もあることから、事業量の拡大にあわせ収益の確保が求められています。

当JAを取り巻く事業環境は、依然として厳しいものがありますが、役職員一丸となって組合員・利用者の皆様とともに、県都佐賀市の玄関口に相応しいJAを目指し邁進してまいります。

なお一層の御支援御協力をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

令和4年7月

佐賀市中央農業協同組合

代表理事

組合長

飯盛 啓次

1. 経 営 理 念

- * J A佐賀市中央は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- * J A佐賀市中央は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- * J A佐賀市中央は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

【基本理念】

J A佐賀市中央は、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇ J A佐賀市中央は、人を大切にします。
- ◇ J A佐賀市中央は、自然を大切にします。
- ◇ J A佐賀市中央は、社会の発展に貢献します。
- ◇ J A佐賀市中央は、豊かな暮らしの実現に貢献します。

【基本姿勢】

- ◇ みなさまから信頼される J A
 - ◇ 地域から必要とされる J A
 - ◇ 社会に誇れる J A
- をめざします。

2. 経 営 方 針

I. 基本方針

令和4年度は、「第10次中期経営計画」の実践初年度として、「持続可能な食料・農業基盤の確立」「持続可能な地域・組織・事業基盤の確立」「不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化」「協同組合としての役割発揮を支える人づくり」「『食』『農』『地域』『JA』にかかる国民理解の醸成」を念頭に、自己改革の着実な進捗を図りながら、地域に根差した協同組合として事業活動に取り組んでまいります。

II. 重点実践事項

指導事業

- (営農) ① 農作業受託や農業労働力支援の相談・検討
- ② 県再生協議会等と連携した水田フル活用への検討及び生産調整への対応
- ③ 農業政策（経営所得安定対策・農地中間管理事業等）の周知・促進強化
- ④ 持続可能な営農の相談・労働力支援の強化
- ⑤ 実需者ニーズに応じた品種作付けや省力化生産への営農技術指導の強化
- ⑥ 農作業の事故防止指導強化
- (生活) ① 生活改善及び健康管理への支援強化
- ② 「農業体験」「よい食プロジェクト活動」による食農教育の強化
- ③ 福祉施設訪問等による高齢者支援活動（さかえ会）への支援強化
- (その他) ① 全戸訪問活動による意見・要望等への対応報告
- ② 「地域活性化」への貢献（感謝祭・年金感謝デー）の実施
- ③ J Aにおける自己改革の実践（役職員による出向く体制）
- ④ 県域担い手サポートセンターと連携した担い手支援の強化

購買事業

- ① 生産資材コスト低減を図るための肥料・農薬の全量予約への推進
- ② 生活総合事業における安全で良質な生活資材の供給
- ③ 女性部活動と一体となった「ふれあい共同購入運動」の促進
- ④ 共同仕入によるメリットを周知し、供給高の拡大による収支改善への取り組み

販売事業

- ① 米の出荷契約数量に従った全量出荷の推進
- ② 農産物の安全確保に向けた取り組みレベルの強化
- ③ 生産履歴による情報蓄積・提供及びGAPへの取り組み普及
- ④ 農産物検査員（指導員）の資質向上・指導力強化
- ⑤ 水田機能の活用を推進し、出荷量の拡大による収支改善への取り組み

保管事業

- ① 収容技術の向上と保管管理（防犯・防火・防虫・清掃等）の強化
- ② 検査及び入出庫時の安全操業と適正なる荷受作業効率の向上
- ③ 出荷契約数量の推進による保管事業の収支改善への取り組み

信用事業

- ① 農業への金融仲介機能発揮
- ② 暮らしへの金融仲介機能発揮
- ③ 地域への金融仲介機能発揮
- ④ 徹底的な業務・事務の効率化

共済事業

- ① 全契約者への3Q活動及び未加入組合員等へのはじまる活動の実践による「ひと・いえ・くるま」の万全な保障提供
- ② 新設される「認知症共済」のご案内を中心とした、ひと保障クロスセルの取り組み強化
- ③ LA・スマイルサポーターの推進力強化
- ④ 取り組み促進に向けたデジタル技術等の活用

宅地等供給・資産管理事業

- ① 佐賀駅南口周辺整備構想への参画・促進
- ② 保有資産の適切な維持・管理

管理業務

- ① 早期警戒制度の導入を踏まえた堅確な経営管理の実践
- ② 内部統制システム基本方針の適切な運用による内部統制の確立
- ③ 自己改革工程表に沿った持続的な自己改革の取り組み強化
- ④ 組合員の期待に応えうる専門的人材の育成
- ⑤ 人事・労務等、就業環境の改善
- ⑥ コンプライアンス遵守による不祥事未然防止の取り組み強化

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を設置しており、平成21年度より常勤監事も設置致しました。さらに、理事会の活性化と業務執行の硬直化を防ぐため、常勤役員の定年制を採用しています。

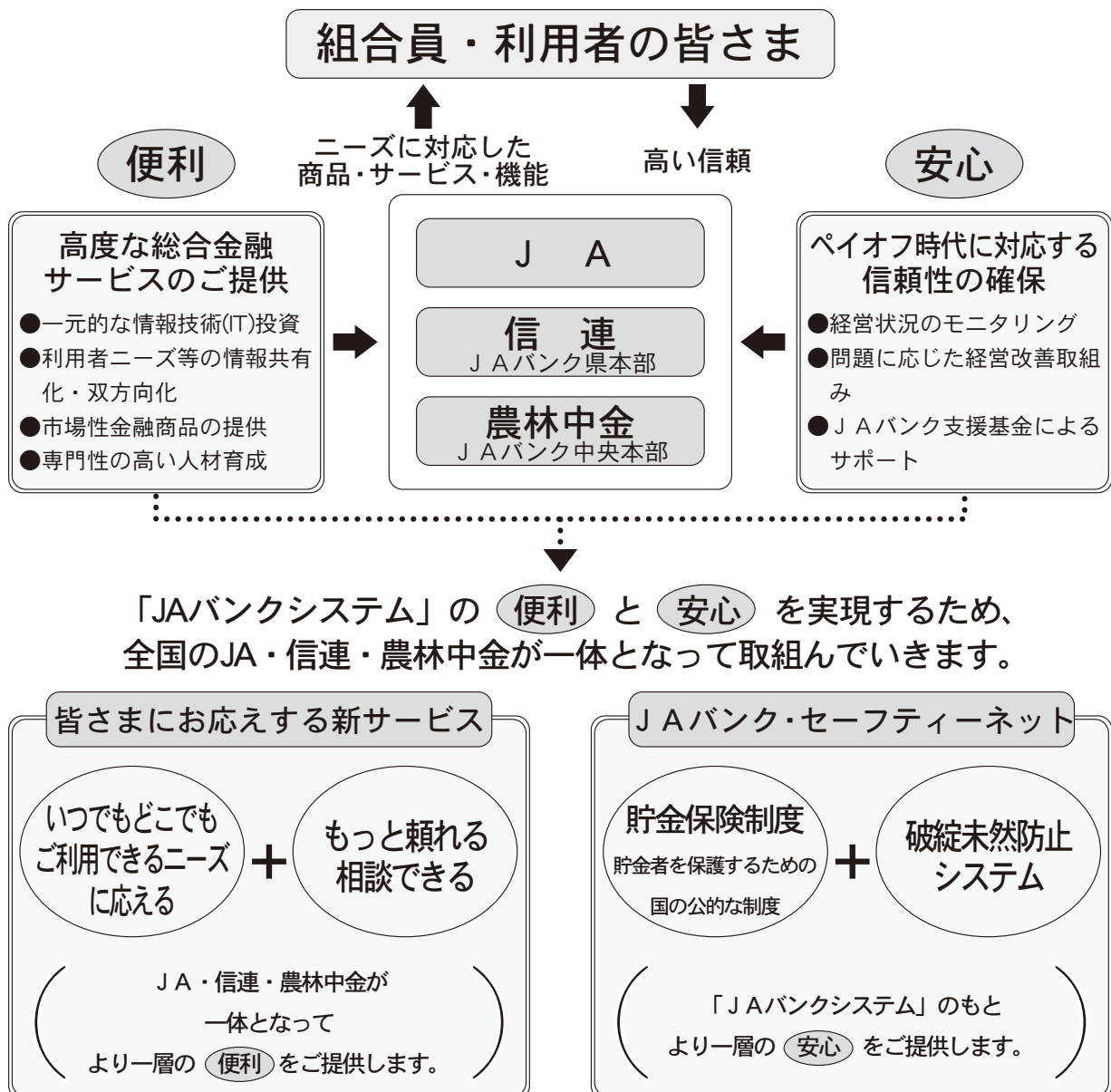
4. 系統のしくみ

JAバンクシステム

JA、信連、農林中金が総合力を最大限に発揮し、実質的に「ひとつの金融機関」として、健全かつ効率的な経営と高度な金融サービスの提供を行なう仕組みのことを「JAバンクシステム」と呼んでいます。

JAバンクシステムは、「一体的事業推進による良質で高度な金融サービスの提供」と「破綻未然防止システムによるJAバンク全体としての信頼性確保」を柱としており、この2つの柱を実現するために全国段階では農林中金に「JAバンク中央本部」を、県段階では信連に「JAバンク県本部」を設置し、関係団体等の協力を得て運営を行なっております。

当JAといたしましても、JAバンクの一員として「JAバンクシステム」の適切な運営により、引き続き皆さまに安心して利用していただけるよう取り組んでまいります。



良質で高度な金融サービスの提供

地域の皆さまのニーズにお答えするために、ＪＡバンクでは、情報システムやネットワークを一元化することで、インターネットバンキングをはじめとする高品質なサービスを全国のＪＡに導入し、全国どこでも良質で高度な金融サービスの提供に取り組んでおります。

また、全国統一の魅力的な金融商品の開発など一体的事業推進の実践により、より便利に、ますます頼れる「ＪＡバンク」を目指しております。

ＪＡバンク・セーフティーネット

国の公的な制度である「貯金保険制度」に加え、ＪＡバンクシステムに基づく「破綻未然防止システム」を併せて、ＪＡバンク・セーフティーネットと呼んでおります。

「貯金保険制度」は、ＪＡ等が万一経営破綻に陥った場合に、ＪＡ等に代わって貯金をお支払する制度で、貯金者を保護するものです。

「破綻未然防止システム」では、緊急事態のＪＡに対する貸付や、経営が

困難なＪＡを他のＪＡが合併を行なう場合に必要となる資金の援助、さらに、経営改善に取り組むＪＡに対する資本注入など、「ＪＡバンク支援基金」によるサポートにより、経営破綻を未然に防ぐための制度です。

ＪＡバンクの安心は、これら２つの制度で支えられております。

破綻未然防止システム

ＪＡバンクシステムでは、経営破綻を未然に防止するために、早期是正措置発動基準（自己資本比率４％）よりも厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（自己資本８％、業務執行制度など）を設定し、会員ＪＡ等の経営内容について、ＪＡバンク中央本部が定期的にモニタリングを行なっております。

これらにより、ＪＡ等の経営の問題点を早期に発見し、実効性のある破綻未然防止システムに基づき適切な改善措置などを講じることとしており、地域の皆さまに安心してご利用いただけるようＪＡバンク全体の信頼性向上と金融機能維持に向けた取り組みを行なっております。

■貯金保険制度

貯金者保護を目的とする国の公的な制度であり、銀行の「預金保険制度」と同様のもので、貯金業務を取扱うすべてのＪＡ、信連、農林中金などが加入しております。

ＪＡ等が万一経営破綻に陥った場合にＪＡ等に代わって貯金をお支払する制度です。

平成１７年４月１日から、ペイオフが全面解禁され、当座性貯金、定期性貯金等全ての貯金について、合算して元本の総額が１，０００万円までとその利息は保護されていますが、それ以外は清算配当に応じて払い戻しされることになっております。

なお、当座性貯金のうち利息のつかない等の条件を満たす貯金については、全額保護されることになっております。

【貯金保険対象商品と保護の範囲】

貯金等の分類			保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金（注１） （利息のつかない等の ３要件を満たす貯金）	全 額 保 護 （恒久処置）
	定期貯金・貯蓄貯金・ 通知貯金・定期積金・ 農林債券等（注２）	一般貯金等 （決済用貯金以外の貯金）	元本の合計１，０００万円までとその利息（注３）等を保護 〔１，０００万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます （一部カットされることがあります）〕
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券等		保 護 対 象 外 〔破綻農水産業協同組合の財産の 状況に応じて支払われます （一部カットされることがあります）〕

（注１）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３要件を満たすものです。

（注２）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立、財形貯蓄商品が該当します。

（注３）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

5. 事業の概況

組合の事業活動の概況に関する事項

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大と減少が繰り返され、その都度人流・経済活動への足かせとなる行動制限等の規制が全国各所で発令されたことにより、業種・業態によっては深刻な打撃を受けることとなりました。さらに、本年2月のロシアによるウクライナ侵攻は、世界的な資源高やサプライチェーン等の寸断・停滞を加速させ、結果、国民生活においてはガソリン小売価格の高騰をはじめ、物価高による影響を受けた年となりました。

農業面では、県内で大雨による大規模水害が発生したものの、台風・病害虫被害等は比較的軽微であり、米の作況指数は3年ぶりに「100」ととなりました。また、食味ランキングで「さがびより」が12年連続で特Aの評価を獲得しました。

店舗統廃合による新本店への店舗機能集約・移転に伴う現店舗体制下2年目となった令和3年度は、地域に根差した事業活動を展開する中で、新型コロナウイルス感染症への対応と社会インフラとしての当JAの役割発揮のための店舗機能の維持に注力した1年となりました。

このような事業環境下において、役職員一丸となって事業推進に取り組んだ令和3年度、第9次中期経営計画実践最終年度の成果は、事業総利益331,089千円、事業利益18,933千円となったものの、当期剰余金は固定資産圧縮記帳の実施により92,887千円の当期損失となりました。

以下、各事業について報告します。

指導事業の水稻は梅雨明けが平年より13日早く初期生育も非常に順調で、ウンカ被害もほとんどなかったことから、本県の収量は510kg/10aで作況指数は3年ぶりに平年並の「100」ととなりました。

大麦は播種作業が遅れた圃場では出芽不良や初期生育の遅れがみられたりしたが、1月中旬以降は高温・多日照条件となり生育は進み、平年並み以上の品質となった結果、本県の収量は452kg/10a(作況指数143)で4ヶ年連続の豊作となりました。

大豆は8月中旬の豪雨と度重なる台風、さらに9月下旬以降の高温・乾燥を受けての子実の充実不足等の影響を受けて収量は98kg/10aと平年を下回る結果となりました。

購買事業においては、担い手経営体を中心に「農業者の所得増大」に向けた取り組みとして肥料・農薬の予約による早期取りまとめを行い、低コスト資材の供給強化を図りました。また、生産技術の提案として土壌分析・展示圃による試験結果に基づいた施肥体系及び防除体系の提案を行いました。

販売事業においては、消費者・実需者からの要望に応え、信頼される計画生産を推進するとともに、出荷契約の向上に取り組みました。また「栽培日誌」「農業生産工程管理(GAP)」等の普及推進を図り、安全・安心な農産物の生産販売に努めました。

信用事業においては、貯金については、当年度も当JA独自の定期貯金商品の発売により個人貯金が伸長し、また公金貯金も堅調に推移した結果、3月末貯金残高は42,382百万円となりました。貸出金については、提携業者との連携強化・独自キャンペーンの取り組みによる住宅ローンの伸長や、地公体貸付の獲得等により3月末残高は12,832百万円、貯貸率は30.3%となりました。

共済事業においては、LA・スマサポを中心として、役職員一丸となった地道な推進活動により、推進総合ポイント1,342千ポイント(達成率124.2%)と前年を上回る実績(前年比104.7%)で早期達成することができました。

総務管理部門においては、自己資本増強のため継続して取り組んでいる増資運動により、3月末出資金残高は425,324千円となりました。

また、年度末において当JA資産の佐賀市への売却、並びに買い替え資産の税制特例を適用した固定資産の圧縮記帳を実施しました。

6.事業活動のトピックス

- ・新型コロナウイルスの流行拡大に伴うスプリット体制勤務の実施
- ・J A共済 書道ポスターコンクールの実施
- ・年金感謝デーイベントの開催

7.農業振興活動

- ・「母から子へ、伝えたい我が家の味、地域の味」運動として、女性部学級において「伝承料理作り」を実施
- ・栽培履歴による「顔の見える安心・安全」な農作物の安定供給
- ・経営所得安定対策等の各種研修、農政セミナーへの参加
- ・味噌作り・落雁作り・ごきぶり団子作り・ぼかし肥作り・焼肉のたれ作りの開催
- ・J A米「風土米」の販売
- ・幼稚園児、小学生等を対象にした「田植え」「稲刈り」「野菜作り」等食農体験学習
- ・米麦研究会、青壮年部による水稻栽培実地試験



8.地域貢献情報

(1)地域の皆様のために

当組合は、佐賀市（富士町、三瀬村、大和町、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町を除く）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業と地域経済の活性化に資する地域金融機関です。当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預りした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

(2)組合員数、出資金の状況 (単位：人、千円)

	組合員数	出資金
正 組 合 員	92	133,913
准 組 合 員	5,487	290,608
処分未済持分	—	803
計	5,579	425,324

(3)資金調達の状況

① 貯金及び定期積金残高 (単位：百万円)

組 合 員 等	28,725
地方公共団体	7,676
そ の 他	5,980

② 貯金商品

- ・年金受給者向け優遇金利定期「寿」定期
 - ・ゆとり定期積金
 - ・相続定期貯金「縁むすび」
 - ・収穫体験定期積金「もぎたて」
 - ・プラチナ世代応援定期「煌(かがやき)」
- ※貯金商品の詳細は22ページに記載しています。

(4)資金供給の状況

① 貸出金残高 (単位：百万円)

組 合 員 等	11,664
地方公共団体	1,050
そ の 他	118

② 制度融資取扱い状況

- ・農業近代化資金

③ 融資商品

- ・住宅ローン
- ・マイカーローン
- ・教育ローン
- ・カードローン
- ・アグリマイティー資金
- ……等

※融資商品の詳細については23ページに記載しています。

(5)文化活動・社会貢献に関する事項

① 文化的・社会貢献に関する事項

- ・地域の児童等に対する農業体験(稲作り・野菜作り)の実施
- ・毎週金曜日に本店近隣の清掃活動の実施

②

- ・年金友の会開催
- ・年金相談会等各種セミナーの開催

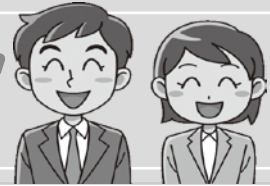
(6)地域密着型金融への取り組み

農村等地域活性化のための融資を始めとする支援

- ・担い手金融担当部署の設置
- ・生産者と消費者をつなげる場の設定

9.自己改革の取り組み

進めてます!自己改革



私たちは、平成28年度から農家・組合員や地域の方々の豊かなくらしを支えるため「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの目標を掲げ、具体的な目標値や行動計画を設定して、自己改革に取り組んでいます。令和3年度中の主な自己改革の取り組みと実績は、次のとおりです。

令和4年度においても、組合員・地域住民の声に基づく自己改革を実践し、農業協同組合の使命である農業所得の向上や地域農業の振興、さらには地域に根ざした協同組合としての「食」と「農」を通じた地域貢献活動に取り組んでいきます。



農業者の所得増大につながる取り組み

令和3年10月1日に農業者の所得増大と農業生産の拡大につながる取り組みとして、生産者との合同による坪刈り(ヒノヒカリ)を行いました。

【調査内容】

- 収量調査
 - ・株数
 - ・一升重
 - ・生糲重
 - ・一株茎数
 - ・水分



【組合員の声】

- 適期の収穫時期が確認できた。
- 生産者同士での栽培管理について意見交換ができた。



地域の活性化につながる取り組み

当JAでは、地域に根差したJAとして、地域の子供たちに「農業」への理解と「食」と「農」の大切さを実感してもらう機会として「田植え」「稲刈り」「釜炊きご飯」体験等を実施しています。体験では、青壮年部・女性部・農業生産法人の佐賀中央アグリビズ(株)が中心となって先生役を担ってもらうことで、子供たちや保護者の方々との交流の場にもなっています。

《令和3年6月18日、26日開催 田植え体験》

《令和3年10月14日、16日開催 稲の収穫体験》

【内容】

- 地元の幼稚園児・小学生を対象とした稲の田植え・収穫体験を実施しました。「農業」を身近に感じてもらうことを目的としました。

- ① 6月 田植え体験
- ② 10月 稲刈り体験実施
 - ・鎌での手刈り体験
 - ・脱穀作業体験
 - ・唐箕作業体験



《令和3年10月14日開催 釜炊きご飯》



【内容】

- 地元の小学生を対象とした釜で新米「さがびより」を炊く体験を実施しました。「食」を身近に感じてもらうことを目的としました。

- ① 釜でのご飯炊き体験
- ② 炊きたてご飯試食

10.リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用していただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するために、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、こうした認識のもと、経営戦略の『意思決定（理事会）』、『執行（金融共済部）』、『結果の監視（総務管理部）』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と同時に開催しております。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全性に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針に基づき、有価

証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。当JAでは、資金繰りリスクについてもALM委員会において、運用・調達についての、資産ギャップ分析を実施し、安定的な流動性の確保に努めています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害に備えた管理を行っています。

また、平成24年3月より当JAのデータ資産の共有・保全・セキュリティ対策強化の一環として「文書管理システム」を導入しております。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

- 当JAは、JAが担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当JAの役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行します。

- 当JAは、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
- 当JAは、安全・安心な農産物・商品を生供給し、消費者の信頼に応えるよう努めます。
- 当JAは、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、常務理事を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話：0952-23-8555(月～金9時～17時))

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249)

福岡県弁護士会 (電話：092-741-3208)

鹿児島県弁護士会

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)にお申し出ください。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①現地調停： 東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客様は、最寄の弁護士会が長崎県の場合、長崎県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

②移管調停： 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、長崎県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は佐賀県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・ 共済事業

(一般社団法人) 日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一般財団法人) 自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公益財団法人) 日弁連交通事故相談センター <https://www.n-tacc.or.jp/>

(公益財団法人) 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。どうか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

倫理綱領(役職員の行動指針)

私たち役職員は、ここに定める「倫理綱領」を遵守し、常に強い責任感と高い倫理観をもって行動することによって、農業と地域社会に根ざした協同組合組織としての J A の社会的役割を誠実に果たし、安心して暮らせる豊かで民主的な地域社会の実現を目指します。

1. 社会的責任と公共的使命の自覚

私たち役職員は、J A の社会的責任と公共的使命の重みを常に自覚し健全かつ適切な業務運営を通じて、揺るぎない信頼の確立を図ります。

2. 法令や社会的規範の遵守

私たち役職員は、あらゆる法令や業務に関する諸規則等を遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

3. 質の高い事業サービスの提供

私たち役職員は、創意と工夫を活かし、質の高い事業サービスの提供を通じて地域農業の発展と地域経済・社会の発展に貢献します。

4. 反社会的勢力の介入排除

私たち役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

個人情報保護方針

当JAでは、お客さまの個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得するとともに、取得いたしましたお客さまの個人情報につきましては、利用目的をできるかぎり特定するとともに、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外と認められる場合を除き、利用目的の範囲内で個人情報を取扱いいたします。

また、当JAは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に基づいて、個人情報保護に関する業務を統括する個人情報保護管理者や、情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報保護態勢の確立に努めています。

なお、「個人情報保護方針」並びに「個人情報保護法に基づく公表事項等」については、ホームページ等にも掲載し、公表しております。

佐賀市中央農業協同組合個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

金融商品販売法にもとづく勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

金融商品の勧誘方針

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員・利用者の皆様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、組合員・利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営む組合員・利用者からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員・利用者の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、組合員・利用者から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員・利用者の知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- 4 当ＪＡは、組合員・利用者からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員・利用者の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用の組合員・利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当ＪＡは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ＡＤＲ等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- 6 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

利益相反管理方針

近年、当ＪＡを含め各金融機関ではお客さまに対し、金融・証券・保険業等、垣根を越えた総合的サービスの提供に伴い、業務が拡大するとともに多様化・複雑化しており、これに併せた利益相反取引等の禁止の実効性の確保が求められております。

当ＪＡは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう農業協同組合法、金融商品取引法、および関係するガイドラインに基づき、利益相反管理方針を定め、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制の整備・運用に取り組んでおります。

利益相反管理方針の概要

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当ＪＡの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客様と当ＪＡの間の利益が相反する類型
- (2) 当ＪＡの「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当ＪＡが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当ＪＡ全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当ＪＡの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当ＪＡは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部監査態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。また、内部監査は、ＪＡのすべての事業所を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに措置を講じています。

12.自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。令和３年度は、増資運動の継続実施や内部留保の積み上げなどにより、令和４年３月末における自己資本比率は、10.14%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

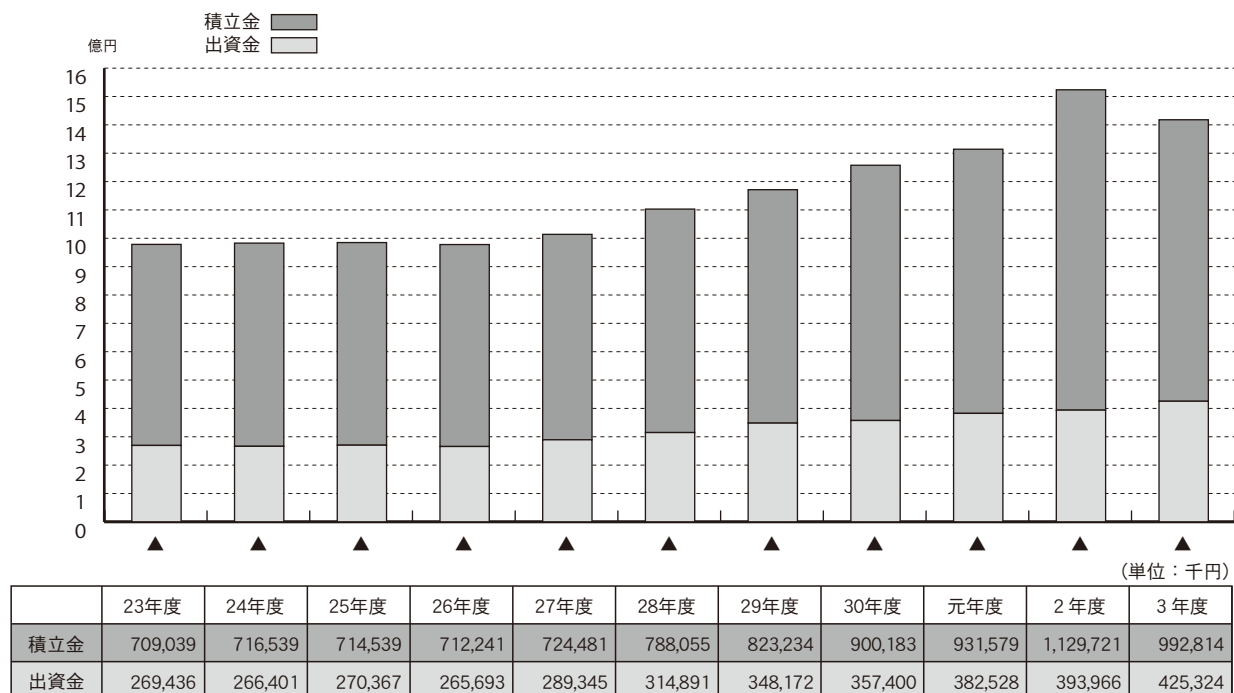
当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	佐賀市中央農業協同組合
資本調達手段	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	425百万円(前年度394百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

■出資金・積立金の推移



13.主な事業の内容

1. 信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替などいわゆる金融業務を行っています。
この信用事業は、ＪＡ（農協）・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員はもちろん、地域のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

◇融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民のみなさまの暮らしに必要な資金や地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

◇為替決済業務

全国のＪＡ（農協）・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

また、オフィスにしながら資金移動や取引内容の照会が行なえるファームバンキングやインターネットに接続されているパソコンや携帯電話から、残高照会や振込等のサービスがご利用いただけるインターネットバンキングサービスも行なっております。

◇国債窓口販売

国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取扱いをしています。

また、お客様の運用ニーズにお応えするため、個人向け国債も取り扱っています。

◇サービス・その他

当ＪＡでは、皆様によりよいサービス、時代に即応したサービスをご提供できるよう全国のＪＡがひとつになって作り上げた「新ＪＡオンラインシステム」を利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫・コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

金融商品一覧

貯 金

種 類	期 間	特 徴
当 座 貯 金	出 し 入 れ 自 由	手形や小切手でお支払できる貯金です。お取引上の支払や代金回収に最適です。
決済用貯金	同 上	利息は付きませんが、決済サービスがご利用になれば、いつでもお引き出し出来ます。
普 通 貯 金	同 上	いつでも出し入れができ、自動支払・自動受取もご利用になれます。キャッシュカードと合わせて、サイフがわりにご利用ください。
総 合 口 座	同 上	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になれます。公共料金などの自動支払いや給与・年金などの自動受取、さらに預入定期貯金の90%、最高300万円（1,000円未満切捨て）迄の自動融資がご利用になれば、大変便利です。
納 税 準 備 貯 金	入 金 は 自 由	税金納付のための貯金です。引き出しは原則として納税時のみで、納税のための引き出しは非課税です。
通 知 貯 金	据 置 7 日	7日間以上で短期の資金運用には最適です。預入金額は5万円以上で、お引き出しは2日前までにご連絡が必要です。
ス ー パー 貯 蓄 貯 金	出 し 入 れ 自 由	引き出し自由で、大口定期の金利を基準とした貯金で、貯金残高によって2階層の金利を設定。毎月複利で大変便利です。一定の残高を普通貯金に入れておきたいという方におすすめします。（個人のみ）
ス ー パー 定 期	1、2、3、6ヶ月 1、2、3、4、5年	様々な目的に対応する基本的な定期貯金です。 1ヶ月超5年未満のご都合のよい日を満期日とする期日指定方式もご利用いただけます。
大 口 定 期 貯 金	同 上	預入金額が1,000万円以上の金額を有利な利率でお預かりする定期貯金です。 スーパー定期と同様、期日指定方式もご利用いただけます。
期 日 指 定 定 期	最 長 預 入 期 間 3 年 （ 据 置 1 年 ）	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1ヵ月前までに満期日をご指定いただければ必要なときにお引き出し出来ます。元金の一部（1万円以上）を引き出すことも出来ます。又、1年毎の複利計算で有利で便利にご利用いただけます。（個人のみ）
据置定期貯金	6ヵ月以上で最長5年	指定の据置経過後は、お引き出し自由、複利で増やし長く預けるほどおトク。 預入金額は1万円以上1千万円未満でご利用いただけます。（個人のみ）
変 動 金 利 定 期 貯 金	1年以上3年以下	預入から半年ごとにその時の金利を適用し、6ヵ月複利で運用する、とても有利な定期貯金です。 預入金額は1,000円以上でご利用いただけます。（個人のみ）
積 立 定 期 貯 金	満 期 自 由	計画的にいつでも積み立てできる定期貯金です。預入金額は1,000円以上で1年経過後は、元金の一部（1万円以上）を引き出すことも出来ます。（個人のみ）
譲渡性貯金（NCD）	1週間以上 2年以内、 満 期 日 は 自 由	5,000万円以上、1,000万円単位の大口資金の運用に最適で、譲渡することも可能です。
定 期 積 金	6ヶ月～120ヶ月以下	積立開始時の利回りを適用し、1回の積み立て金額は1,000円以上です。
一 般 財 形 貯 金	積 立 期 間 3 年 以 上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。一口ごとの期日指定定期貯金として預入し、解約の申し入れがない限り最長預入期限に元利合計額で継続預入をいたします。
財形年金貯金	積立期間5年以上	60才以降のライフプランに最適な貯金です。
財形住宅貯金	同 上	マイホームを実現するための貯金です。

種 類		融 資 期 間	融 資 金 額	資 金 使 途
事業資金関係	営農資金	資金用途により各種対応		・農業経営の合理化、その他農業経営に必要な資金
	事業資金			・事業に必要な運転・設備資金
	農業資金			・地域農業及び農村地域発展に資する設備資金又は運転資金
	農地所有者等賃貸住宅建設資金			・資産を有効活用する資金
住宅資金関係	住宅ローン	一般型 40年以内	10万円～ 10,000万円以内 (1万円単位)	・住宅の新築 ・土地の購入 ・土地付住宅（中古物件を含む）の購入 ・マンション（中古物件を含む）の購入 ・住宅の増改築 ・他金融機関からの借換
		100%応援型40年以内		
		借換応援型40年以内		
	リフォームローン	一般型 15年以内	10万円～1,000万円以内(1万円単位)	・住宅の関連付帯設備 ・住宅の増改築 ・台所、浴室、トイレの補修・改修等 ・ガレージ、門扉、造園などの工事費
お使いみちが決まっている場合	教育ローン	15年以内 (在学期間+9年以内)	10万円～1,000万円以内(1万円単位)	・入学金、授業料、学費及び家賃等教育に必要な資金
	マイカーローン	10年以内	10万円～1,000万円以内(1万円単位)	・自動車、バイクの購入及びカー用品の購入 ・簡易な車庫の建設費用（100万円まで） ・点検、車検等の費用
	多目的ローン	10年以内	10万円～500万円以内(1万円単位)	・暮らしに必要な資金
	がん先進医療ローン	7年以内	10万円～300万円以内(1万円単位)	・がん先進医療の治療費（技術料）
	営農ローン	1年毎の更新	500万円以内 (10万円単位)	・農業経営の合理化及び農業経営に必要な資金
自由にお使いみちが 自由の場合	カードローン	1年毎の更新	300万円以内 (10万円単位)	・暮らしの資金（結婚、出産、医療、旅行資金など）

※住宅ローンにつきましては、全国保証付・協同住宅ローン㈱保証付もお取り扱いしております。

※教育ローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付もお取り扱いしております。

※マイカーローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付もお取り扱いしております。

※カードローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付・ジャックス保証付もお取り扱いしております。

※リフォームローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付もお取り扱いしております。

※多目的ローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付・オリエントコーポレーション保証付もお取り扱いしております。

各種サービス・手数料

各種サービス

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	J A のキャッシュカードがあれば全国の J A ・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・ファミリーマート・イーネット・LANS の CD (現金自動支払機) ATM (現金自動預入・支払機) で、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。また、県内 J A ・信連の ATM では通帳・カードによる現金のお預け入れやカードによる平日の為替振込もご利用いただけます。
デビットカードサービス	J A のキャッシュカードで代金のお支払いができる便利なサービスです。サインの記入やつり銭の手間がなく、多額の現金を持ち歩く必要がなく安全です。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様の指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日から利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK 放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料、介護保険料など、普通貯金(総合口座)から自動的にお支払いいたしますので、払い込みのわずらわしさがなくなります。
ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド (J A カ ー ド)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。 取扱いカードは V I S A となります。ポイントがたまると素敵なプレゼントがもらえるお得なカードです。
総 合 振 込 サ ー ビ ス	お客様の支払いの振込データを自動的にお振込いたします。
Q ネット代金回収サービス	お客様の集金先の金融機関から口座振替により代金を集金代行するサービスです。
ファームバンキングサービス	オフィスにしながら資金移動や取引内容の照会をスピーディーに行えます。
インターネットバンキングサービス (J A ネットバンク)	窓口や ATM に行かなくてもパソコンや携帯電話から、平日、休日を問わず、残高照会や振込などのサービスがお気軽にご利用いただけます。
マルチペイメントネットワークサービス	窓口や ATM に行かなくてもパソコンや携帯電話から、平日、休日を問わず、NHK 放送受信料、電話料 (N T T D o C o M o) 、税金などをお支払いいただけます。

各種手数料

(注) 下記手数料は、消費税抜表示となっております。(令和4年7月31日現在)

【内国為替の取扱手数料】

区 分		仕向先		本店あて		系統金融機関あて		系統金融機関以外の金融機関あて	
				3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
振込手数料	窓口からの電信扱い			1件につき 300円	1件につき 500円	1件につき 400円	1件につき 600円	1件につき 600円	1件につき 800円
	窓口からの文書扱い			1件につき 200円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 500円	1件につき 500円	1件につき 700円
	自動化機器からの振込			1件につき 100円	1件につき 100円	1件につき 100円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 500円
	ファームバンキング			－	－	1件につき 100円	1件につき 300円	1件につき 400円	1件につき 600円
	インターネットバンキング			－	－	1件につき 100円	1件につき 200円	1件につき 250円	1件につき 400円
	磁気テープ・FD振込手数料			1件につき 100円	1件につき 100円	1件につき 100円	1件につき 300円	1件につき 400円	1件につき 600円
	定例自動送金手数料			－	－	1件につき 300円	1件につき 500円	1件につき 600円	1件につき 800円
送 金 手 数 料				－		1件につき 400円		普通扱い1件につき600円(送金小切手)	
代 金 取 立 手 数 料		普通扱い				1通につき 800円			
		至急扱い				1通につき 1,000円			
そ の 他 の 手 数 料		送金・振込の組戻料				1件につき 800円			
		取立手形組戻料				1通につき 800円			
		取立手形店頭呈示料				1通につき 800円			
		(但し、600円を超える実費を要する場合は、その実費)							
		不渡手形返却料				1通につき 800円			

【その他の諸手数料】

通帳・証書再発行手数料	1 枚につき	1,000円
ICキャッシュカード再発行手数料	1 枚につき	1,000円
小 切 手 帳 発 行 手 数 料	1 冊につき	1,000円
残高証明書発行手数料	1 枚につき	500円
ファームバンキング手数料	基本利用料 (月額)	1,000円
インターネットバンキング手数料	基本利用料 (月額)	無 料
大 口 両 替 手 数 料	50枚まで	無 料
	51枚以上枚数に応じて	200円～
個人情報開示手数料	1 件につき	300円

2. 共済事業

組合員・利用者をはじめ、地域社会に住むみなさまのくらしのパートナーであり続けるために・・・。

JA共済は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートします。

共済の種類		特 徴
ひと保障	終身共済	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方
	養老生命共済	貯蓄しながら万一のときにも備えたい方
	定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一のときに備えたい方
	引受緩和型終身共済	病歴や健康状態に不安がある方
	生存給付特則付一時払終身共済	まとまった資金を活用したい方
	引受緩和型医療共済	病歴や健康状態に不安がある方
	医療共済（メディフル）	病気やケガに備える医療保障がほしい方
	がん共済	がん到手厚く備えたい方
	生活障害共済	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方
	特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方
	認知症共済	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方
	介護共済	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方
	一時払介護共済	まとまった資金を活用したい方
いえ保障	予定利率変動型年金共済	老後の生活資金の準備を始めたい方
	こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方
くるま保障	建物更生共済（建物や家財の保障）	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方
その他保障	自動車共済	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方
	農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方

3. 経済事業

経済事業は、生産・生活に必要な物資を提供する「購買事業」と農家から消費者へ安心・安全な農産物を販売する「販売事業」があり、みなさまの暮らしのお手伝いをしています。

◇購買事業

肥料、農薬等生産資材や安全で良質な生活用品の供給とコスト低減に努めています。

また、食材宅配並びに米穀小売の供給拡大にも努めています。

◇受託販売事業

地場産の美味しいヒノヒカリ・さがびよりを中心に大粒大麦・大豆等、系統利用による全量集荷で有利販売に努めています。

4. 保管事業

米の保管管理の強化と入出庫時の安全性に気を付け荷受作業効率の向上に努めています。



幼稚園児・小学生
による食農体験

5. 指導事業

指導事業は、組合員の営農指導はもとより、生活指導をはじめ顧問税理士による法務・税務など各種の相談業務や土地の有効活用などの資産運用相談、健康管理活動など暮らしの全般にわたってサポートしています。

◇美味しさ求めて

消費者の皆様へより安全・安心で美味しいお米を提供するため、米麦研究会による研修会を実施し栽培技術の研鑽に努めています。

また、地産地消の取り組みで新鮮な食材の宅配事業も実施しています。

◇暮らしの相談

顧問税理士による無料の法務・税務・資産管理相談を毎週月曜日に佐賀中央宅建㈱において行っています。

また、青色申告会を設立し、毎年確定申告時期には申告指導も実施しています。

◇健康づくり

組合員の健康管理として、生活習慣病等の早期発見と早期治療により健康維持を図るため、毎年1回健康診断の受診助成と周知を行い、健康づくりの普及に努めています。

◇地域ふれあい活動

「地域の活性化」への貢献として小学生・幼稚園児を対象に、農業への理解と「食」と「農」の大切さを実感してもらう食農体験活動や、助け合い組織「さかえ会」による福祉活動（施設慰問）を実施しています。

6. 宅地等供給事業

組合員及び当JAが所有する資産の有効活用を目的に土地の貸付等の事業を実施しています。

I . 決 算 の 状 況

1. 貸借対照表

単位：千円

科 目	令和 2 年度 (令和3年3月31日)	令和 3 年度 (令和4年3月31日)	科 目	令和 2 年度 (令和3年3月31日)	令和 3 年度 (令和4年3月31日)
1 信用事業資産	39,143,864	41,968,181	1 信用事業負債	39,628,897	42,444,283
(1)現金	76,078	88,452	(1)貯金	39,591,560	42,381,735
(2)預金	27,132,390	29,088,507	(2)その他の信用事業負債	37,337	62,547
系統預金	27,132,379	29,088,498	未払費用	12,014	12,983
系統外預金	12	8	その他の負債	25,323	49,565
(3)貸出金	11,957,509	12,831,934	2 共済事業負債	43,320	47,352
(4)その他の信用事業資産	25,488	25,961	(1)共済資金	19,070	21,416
未収収益	16,328	16,893	(2)未経過共済付加収入	24,250	25,935
その他の資産	9,160	9,068	3 経済事業負債	14,964	13,610
(5)貸倒引当金(控除)	△ 47,602	△ 66,672	(1)経済事業未払金	5,591	3,830
2 共済事業資産	540	104	(2)経済受託債務	9,373	9,780
その他の共済事業資産	540	104	4 設備借入金	118,298	111,422
3 経済事業資産	23,419	21,974	5 雑負債	72,904	83,245
(1)経済事業未収金	10,457	7,096	(1)未払法人税等	55,111	63,436
(2)経済受託債権	9,373	9,780	(2)その他の負債	17,793	19,809
(3)棚卸資産	2,893	4,374	6 諸引当金	57,157	40,629
購買品	2,813	4,289	(1)賞与引当金	11,213	9,504
その他の棚卸資産	80	85	(2)退職給付引当金	10,864	5,524
(4)その他の経済事業資産	730	730	(3)役員退職慰労引当金	35,080	25,601
(5)貸倒引当金(控除)	△ 34	△ 6	7 再評価に係る繰延税金負債	58,851	41,924
4 雑資産	71,527	601,149	負債の部合計	39,994,390	42,782,464
5 固定資産	1,656,318	938,937	1 組合員資本	1,523,687	1,418,138
有形固定資産	1,654,824	937,552	(1)出資金	393,966	425,324
建物	620,082	316,084	(2)資本準備金	322	322
構築物	8,703	6,098	(3)利益剰余金	1,130,214	993,295
機械装置	7,062	7,062	利益準備金	292,865	310,865
土地	1,157,808	762,729	その他利益剰余金	837,349	682,430
その他の有形固定資産	70,684	68,708	特別積立金	443,852	453,852
減価償却累計額	△ 209,514	△ 223,128	当期末処分剰余金	393,497	228,578
無形固定資産	1,493	1,384	(うち当期剰余金)	(88,155)	(△92,887)
その他の無形固定資産	1,493	1,384	(4)処分未済持分	△ 815	△ 803
6 外部出資	763,345	763,345	2 評価・換算差額等	154,377	109,974
外部出資	763,345	763,345	土地再評価差額金	154,377	109,974
系統出資	632,545	632,545	純資産の部合計	1,678,064	1,528,111
系統外出資	75,800	75,800			
子会社等出資	55,000	55,000			
7 繰延税金資産	13,441	16,885			
資産の部合計	41,672,454	44,310,576	負債及び純資産の部合計	41,672,454	44,310,576

2. 損益計算書

単位：千円

科 目	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	科 目	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業総利益	355,877	331,090	(9) 保管事業収益	1,253	1,424
事業収益	468,089	462,784	(10) 保管事業費用	804	763
事業費用	112,211	131,694	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(ー)
(1) 信用事業収益	278,616	288,236	(うち貸倒引当金戻入益)	(ー)	(△0)
資金運用収益	246,816	256,546	保管事業総利益	450	662
(うち預金利息)	(107,730)	(113,755)	(11) 宅地等供給事業収益	66,658	66,582
(うち貸出金利息)	(139,085)	(142,791)	(12) 宅地等供給事業費用	8,928	8,779
(うちその他受入利息)	(0)	(ー)	宅地等供給事業総利益	57,730	57,803
役務取引等収益	6,907	8,880	(13) その他事業収益	5,163	2,836
その他信用経常収益	24,893	22,809	(14) その他事業費用	762	149
(2) 信用事業費用	58,715	91,570	その他事業総利益	4,401	2,688
資金調達費用	21,911	23,096	(15) 指導事業収入	982	940
(うち貯金利息)	(21,600)	(22,776)	(16) 指導事業支出	2,816	3,232
(うち給付補填備金繰入)	(174)	(80)	(うち貸倒引当金繰入額)	(34)	(ー)
(うち借入金利息)	(88)	(92)	(うち貸倒引当金繰入額)	(ー)	(△29)
(うちその他支払利息)	(49)	(148)	指導事業収支差額	△ 1,834	△ 2,291
役務取引等費用	7,257	7,748	2 事業管理費	338,774	312,156
その他信用経常費用	29,548	60,725	(1) 人件費	214,117	206,272
(うち貸倒引当金繰入額)	(ー)	(19,070)	(2) 業務費	44,392	41,224
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 12,721)	(ー)	(3) 諸税負担金	19,835	17,247
(うち貸出金償却)	(357)	(ー)	(4) 施設費	58,270	45,301
信用事業総利益	219,901	196,666	(5) その他事業管理費	2,161	2,111
(3) 共済事業収益	76,449	77,510	事業利益	17,103	18,933
共済付加収入	68,397	69,989	3 事業外収益	17,702	13,400
その他の収益	8,052	7,521	(1) 受取雑利息	1	0
(4) 共済事業費用	7,150	6,948	(2) 受取出資配当金	8,048	8,156
共済推進費	3,622	3,887	(3) 賃貸料	2,600	2,400
その他の費用	3,528	3,062	(4) 雑収入	7,052	2,844
共済事業総利益	69,299	70,562	4 事業外費用	5,928	3,144
(5) 購買事業収益	41,138	26,661	(1) 寄付金	173	53
購買品供給高	40,302	25,411	(2) 雑損失	5,755	3,091
購買手数料	ー	398	経常利益	28,877	29,189
その他の収益	836	852	5 特別利益	139,597	154,073
(6) 購買事業費用	36,587	22,570	(1) 固定資産処分益	88,870	154,073
購買品供給原価	36,380	21,507	(2) 外部出資譲渡益	50,727	ー
その他の費用	207	1,063	6 特別損失	49,111	314,462
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)	(1) 固定資産処分損	38	0
購買事業総利益	4,551	4,091	(2) 固定資産圧縮損	49,073	314,462
(7) 販売事業収益	1,542	1,471	税引前当期利益	119,364	△ 131,201
販売手数料	1,509	1,398	法人税、住民税及び事業税	57,447	65,101
その他の収益	33	73	法人税等調整額	△ 26,238	△ 103,414
(8) 販売事業費用	162	561	法人税等合計	31,209	△ 38,313
その他の費用	162	561	当期剰余金	88,155	△ 92,887
(うち貸倒引当金繰入額)	(ー)	(0)	当期首繰越剰余金	155,645	360,105
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(ー)	過去の誤謬の訂正に伴う累積的影響額	ー	△ 300,880
販売事業総利益	1,380	910	遡及処理後当期首繰越剰余金	ー	59,225
			経営安定化対策積立金取崩額	35,000	ー
			土地再評価差額金取崩額	114,697	262,240
			当期末処分剰余金	393,497	228,578

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表

令和2年度

第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っている。

- (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

- ① 数量管理品：米(販売用)・農薬・その他の生産資材
……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建物	10年～50年
機械装置	10年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

- ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。
- ② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上している。

- ③ 上記以外の債権については、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去3年間における加重平均値に基づき算定した金額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っている。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合は繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等)及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

第2. 表示方法の変更にに関する注記

1. 適用初年度における会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号・令和2年3月31日)を適用し、当事業年度より「繰延税金資産の回収可能性」、「固定資産の減損」に関する見積りに関する情報を後掲の「第3. 会計上の見積りに関する注記」に記載している。

第3. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 13,441 千円
- (2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 なし
- (2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

第4. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は49,073千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物附属設備	49,073 千円
--------	-----------

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金	1,200,000 千円
------	--------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	245,801 千円
-----------------	------------

子会社等に対する金銭債務の総額	25,836 千円
-----------------	-----------

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	83,929 千円
------------------	-----------

理事、監事に対する金銭債務の総額	開示すべき債務はなし
------------------	------------

5. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

(単位：千円)

区 分	金 額
破 綻 先 債 権 額	—
延 滞 債 権 額	319,140
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	83,566
合 計 額	402,706

(注) 上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
 - (2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
 - (3) 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものである。
 - (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものである。
6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

(1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出した。

第5. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	18,209 千円
うち事業取引高	3,794 千円
うち事業取引以外の取引高	14,415 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	7,722 千円
うち事業取引高	1 千円
うち事業取引以外の取引高	7,721 千円

第6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定(理事会)』、『執行(金融共済部)』、『結果の監視(総務管理部)』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、本店に2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が37,245千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載している。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	27,132,390	27,132,667	276
貸出金	11,957,509		
貸倒引当金（＊１）	△47,602		
貸倒引当金控除後	11,909,907	12,366,783	456,876
経済事業未収金	10,457		
貸倒引当金（＊２）	△ 34		
貸倒引当金控除後	10,423	10,423	－
資 産 計	39,052,720	39,509,873	457,152
貯金	39,591,560	39,617,370	25,810
借入金（＊３）	118,298	136,251	17,953
経済事業未払金	5,591	5,591	－
負 債 計	39,715,449	39,759,212	43,763

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（＊２）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（＊３）借入金は設備借入金118,298千円である。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によって算定している。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によって算定している。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって算定している。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 借入金及び設備借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっている。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	763,345
合 計	763,345

- (*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていない。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	27,132,390	—	—	—	—	—
貸出金(*1,2,3)	1,016,607	802,343	756,036	664,450	623,067	7,802,597
経済事業未収金	10,457	—	—	—	—	—
合 計	28,159,454	802,343	756,036	664,450	623,067	7,802,597

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越65,922千円については「1年以内」に含めている。

- (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等289,309千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸出決定金額の一部実行案件3,100千円は償還日が特定できないため、含めていない。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	36,983,650	302,700	805,982	1,117,747	379,265	2,215
借入金(*2)	6,876	7,014	7,156	7,301	7,448	82,503
合 計	36,990,526	309,714	813,138	1,125,048	386,713	84,718

- (*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

- (*2) 借入金は設備借入金118,298千円である。

第7. 有価証券に関する注記

1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、有価証券1,000千円(外部出資)の減損処理を行っている。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式について、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したため、回復可能性等を考慮し減損処理を行った。

第8. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
期首における退職給付引当金	25,307
退職給付費用	15,297
退職給付の支払額	△25,708
確定給付型年金制度への拠出金	△4,031
期末における退職給付引当金	10,864

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
退 職 給 付 債 務	121,123
確 定 給 付 型 年 金 制 度	△110,259
退 職 給 付 引 当 金	10,864

(4) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
簡便法で計算した退職給付費用	15,297

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,695千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、29,543千円となっている。

第9. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

項 目	金 額
繰延税金資産	—
貸倒引当金超過額	2,688
退職給付引当金超過額	2,998
役員退職慰労引当金超過額	9,682
未収貸付金利息否認額	10
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	3,095
未払事業税	3,489
減価償却費償却超過額	1,589
その他	33
繰延税金資産小計	24,867
評価性引当額	△11,426
繰延税金資産合計 (A)	13,441
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計 (B)	—
繰延税金資産の純額(A)+(B)	13,441

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9
事業分量配当金の益金に算入されない項目	△0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.0
住民税均等割等	0.3
評価性引当額の増減	△2.2
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.1

第10. その他の注記

当座貸越契約等に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は207,154千円である。

第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

- ① 数量管理品：米(販売用)・農薬・その他の生産資材
……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建	物	10年～39年
工具・器具備品		10年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

- ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。
- ② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上している。

- ③ 上記以外の債権については、予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査している。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

④ 宅地等供給事業・資産管理事業

組合員の土地等の有効活用及び資産価値の向上に資するための事業であり、当組合は賃貸借契約に基づき、該当資産を賃貸する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、契約に基づく期間に応じて充足されることから、当事業年度に対応する賃料収入を収益として認識している。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合は繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等)及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

第2. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりである。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していない。

この結果、当事業年度の事業収益(購買事業収益)が8,727千円、事業費用(購買事業費用)が同額8,727千円減少している。これによる事業利益、経常利益及び税引前当期損失額への影響はない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用による会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる当事業年度の計算書類への影響はない。

第3. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 16,885千円(繰延税金負債との相殺前)
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 なし
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 66,678千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載している。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

第4. 誤謬の訂正に関する注記

平成25年度決算における減損損失計上時に、再評価に係る繰延税金負債83,043千円及び土地再評価差額金217,838千円を過大に取り崩していた。

当該誤謬の訂正を行った結果、当事業年度期首における純資産額は83,043千円減少している。

第5. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は363,535千円であり、その内訳は次のとおりである。

建 物	277,086千円
建物附属設備	83,544千円
構 築 物	2,905千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金	1,200,000千円
------	-------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 232,105千円

子会社等に対する金銭債務の総額 17,455千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 215,365千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 開示すべき債務はなし

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額 (単位：千円)

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危 険 債 権 額	340,224
3 月 以 上 延 滞 債 権 額	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	80,648
合 計 額	420,872

(注) 上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)である。
- (3) 3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

(1)再評価を行った年月日 平成11年3月31日

(2)同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出した。

第6. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	4,797千円
うち事業取引高	3,597千円
うち事業取引以外の取引高	1,200千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	7,721千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	7,721千円

第7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定(理事会)』、『執行(金融共済部)』、『結果の監視(総務管理部)』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.07%上昇したものと想定した場合には、経済価値が19,963千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算している。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、借入金は令和4年4月に全額繰上償還の予定であり、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため、これらは時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	29,088,507	29,088,809	302
貸出金	12,831,934		
貸倒引当金 (*1)	△66,672		
貸倒引当金控除後	12,765,261	13,158,790	393,528
資 産 計	41,853,768	42,247,599	393,830
貯金	42,381,735	42,401,638	19,903
負 債 計	42,381,735	42,401,638	19,903

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によって算定している。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によって算定している。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	763,345
合 計	763,345

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象とはしていない。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	29,088,507	—	—	—	—	—
貸出金(*1,2,3)	1,010,920	837,750	745,604	707,449	670,192	8,572,810
経済事業未収金	7,096	—	—	—	—	—
合 計	30,106,523	837,750	745,604	707,449	670,192	8,572,810

(*1) 貸出金のうち、当座貸越60,397千円については「1年以内」に含めている。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等282,909千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸出決定金額の一部実行案件4,300千円は償還日が特定できないため、含めていない。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1）	39,012,666	795,297	1,487,526	383,878	699,134	3,235
借入金（※2）	111,422	—	—	—	—	—
合 計	39,124,088	795,297	1,487,526	383,878	699,134	3,235

（※1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

（※2）借入金は設備借入金111,422千円である。当該借入金は、令和4年4月に全額繰上返済の予定である。

第8．有価証券に関する注記

1．当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

第9．退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
期首における退職給付引当金	10,864
退職給付費用	11,241
退職給付の支払額	△12,550
確定給付型年金制度への拠出金	△4,032
期末における退職給付引当金	5,524

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
退 職 給 付 債 務	111,451
確 定 給 付 型 年 金 制 度	△105,927
退 職 給 付 引 当 金	5,524

(4) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
簡便法で計算した退職給付費用	11,241

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,585千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、25,998千円となっている。

第10. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

項 目	金 額
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	7,403
退職給付引当金超過額	1,525
役員退職慰労引当金超過額	7,066
未収貸付金利息否認額	14
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	2,623
未払事業税	4,004
減価償却費償却超過額	1,826
その他	30
繰延税金資産小計	25,774
評価性引当額	△8,889
繰延税金資産合計 (A)	16,885
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (B)	—
繰延税金資産の純額(A)+(B)	16,885

第11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

第12. その他の注記

当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約及び貸出金は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は201,640千円である。

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目		令和2年度	令和3年度
1	当 期 未 処 分 剰 余 金	393,497	228,578
2	剰 余 金 処 分 額	33,392	24,152
	(1) 利 益 準 備 金	18,000	—
	(2) 任 意 積 立 金	10,000	20,000
	特 別 積 立 金	10,000	20,000
	(3) 出 資 配 当 金	3,821	4,152
	普通出資に対する配当金	3,821	4,152
	(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,571	—
3	次 期 繰 越 剰 余 金	360,105	204,426

(注) 1. 普通出資に対する配当金の割合は次のとおりです。

令和2年度 1.0 %

令和3年度 1.0 %

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和2年度 イ. 令和2年度中に出荷された米30kgについて 125円

ロ. 令和2年度中に出荷された麦25kgについて 25円

ハ. 令和2年度中の購買品供給高に対して { 一般資材 6 %
農機具 2 %

令和3年度 なし

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金が含まれています。

令和2年度 5,000千円

令和3年度 なし

5. 部門別損益計算書

(令和2年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	471,801	278,616	76,449	25,260	90,525	952	
事業費用②	115,924	58,715	7,150	20,345	27,304	2,411	
事業総利益(①－②)③	355,877	219,901	69,299	4,915	63,221	△ 1,459	
事業管理費④	338,774	162,949	64,785	16,488	79,434	15,118	
(うち減価償却費⑤)	27,087	13,524	4,387	1,765	6,053	1,358	
(うち人件費⑤)	214,117	97,043	43,996	9,804	53,926	9,349	
*うち共通管理費⑥		77,401	37,654	6,799	38,700	6,276	△ 166,830
(うち減価償却費⑦)		9,017	4,387	792	4,509	731	△ 19,436
(うち人件費⑦)		35,760	17,397	3,141	17,880	2,899	△ 77,076
事業利益(③－④)⑧	17,103	56,952	4,513	△ 11,573	△ 16,212	△ 16,577	
事業外収益⑨	17,702	8,210	3,994	723	4,108	667	
*うち共通分⑩		8,210	3,994	721	4,105	666	△ 17,695
事業外費用⑪	5,928	2,612	1,253	563	1,290	210	
*うち共通分⑫		2,575	1,253	226	1,287	209	△ 5,549
経常利益(⑧＋⑨－⑪)⑬	28,877	62,549	7,254	△ 11,413	△ 13,394	△ 16,119	
特別利益⑭	139,597	46,390	22,415	4,047	63,008	3,737	
*うち共通分⑮		46,077	22,415	4,047	23,038	3,737	△ 99,314
特別損失⑯	49,111	22,773	11,079	2,025	11,387	1,847	
*うち共通分⑰		22,773	11,079	2,025	11,387	1,847	49,111
税引前当期利益(⑬＋⑭－⑯)⑱	119,364	86,166	18,590	△ 9,390	38,227	△ 14,229	
営農指導事業分配賦額⑲		5,988	2,934	2,160	3,146	△ 14,229	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑱－⑲)⑳	119,364	80,178	15,656	△ 11,550	35,081		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

【注記】

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

「勘定科目の性質等に基づき、人頭割、貯金残高割等の配賦基準を用いている。」

(2) 営農指導事業

「均等割+事業総利益割の平均値」

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：％)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	46.4	22.6	4.1	23.1	3.8	100.0
営農指導事業	42.1	20.6	15.2	22.1	－	100.0

上記部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載している。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益3,713千円、事業費用3,713千円）を除去した額を記載している。よって両者は一致していない。

(令和3年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	474,387	288,236	77,510	21,327	86,414	900	
事業費用②	143,298	91,570	6,948	17,754	24,653	2,372	
事業総利益(①－②)③	331,089	196,666	70,562	3,573	61,761	△ 1,472	
事業管理費④	312,156	156,141	59,939	14,134	68,936	13,007	
(うち減価償却費⑤)	15,698	7,417	1,592	1,562	3,783	1,344	
(うち人件費⑤)	206,272	98,426	44,026	7,880	48,439	7,502	
*うち共通管理費⑥		71,919	30,947	5,666	30,511	5,230	△ 144,274
(うち減価償却費⑦)		3,700	1,592	291	1,569	269	△ 7,421
(うち人件費⑦)		36,378	15,654	2,866	15,433	2,646	△ 72,977
事業利益(③－④)⑧	18,933	40,525	10,623	△ 10,561	△ 7,175	△ 14,479	
事業外収益⑨	13,400	6,703	2,863	525	2,824	485	
*うち共通分⑩		6,653	2,863	525	2,823	484	△ 13,347
事業外費用⑪	3,144	1,558	668	137	665	116	
*うち共通分⑫		1,553	668	122	659	113	△ 3,115
経常利益(⑧＋⑨－⑪)⑬	29,189	45,670	12,818	△ 10,173	△ 5,016	△ 14,110	
特別利益⑭	154,073	76,804	33,049	6,051	32,583	5,586	
*うち共通分⑮		76,804	33,049	6,051	32,583	5,586	△ 154,073
特別損失⑯	314,462	158,223	66,825	12,236	65,884	11,294	
*うち共通分⑰		155,298	66,825	12,236	65,884	11,294	311,537
税引前当期利益(⑬＋⑭－⑯)⑱	△ 131,201	△ 35,749	△ 20,958	△ 16,358	△ 38,317	△ 19,818	
営農指導事業分配賦額⑲		8,337	4,580	2,584	4,317	△ 19,818	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑱－⑲)⑳	△ 131,201	△ 44,086	△ 25,538	△ 18,942	△ 42,634		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

【注記】

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

「勘定科目の性質等に基づき、人頭割、貯金残高割等の配賦基準を用いている。」

(2) 営農指導事業

「均等割+事業総利益割の平均値」

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：％)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	49.9	21.5	3.9	21.1	3.6	100.0
営農指導事業	42.1	23.1	13.0	21.8	—	100.0

上記部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載している。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益2,877千円、事業費用2,877千円)を除去した額を記載している。

また、収益認識会計基準の適用に伴い、損益計算書の事業収益・事業費用は代理人取引について手数料のみを記載しているが、部門別損益計算書は本人取引・代理人取引の総額を記載している。

よって両者は一致していない。

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月29日

佐賀市中央農業協同組合
代表理事組合長 飯盛 啓次

7. 会計監査人の監査

2021年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査人の監査を受けております。

Ⅱ．損益の状況

1. 直近の5事業年度における主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	547	538	493	472	474
信用事業収益	322	327	291	279	288
共済事業収益	85	84	79	76	78
農業関連事業収益	24	24	24	25	21
生活その他事業収益	115	102	98	91	86
営農指導事業収益	1	1	1	1	1
経 常 利 益	57	95	42	29	29
当 期 剰 余 金 (注1)	40	55	38	88	△ 93
出 資 金	348	357	383	394	425
(出 資 口 数)	(348,172)	(357,400)	(382,528)	(393,966)	(425,324)
純 資 産 額	1,467	1,527	1,583	1,678	1,528
総 資 産 額	37,790	38,771	36,683	41,672	44,311
貯 金 等 残 高	35,705	36,737	34,687	39,592	42,382
貸 出 金 残 高	11,606	11,267	11,214	11,958	12,832
剰 余 金 配 当 金 額	5	5	6	6	4
出 資 配 当 の 額	3	3	4	4	4
事業利用分量配当の額	2	2	2	2	—
職 員 数	37	37	37	32	34
単体自己資本比率	9.90	9.98	10.49	10.80	10.14

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
資 金 運 用 収 支	225	233	8
役 務 取 引 等 収 支	0	1	1
その他信用事業収支	△ 5	△ 38	△ 33
信 用 事 業 粗 利 益	220	235	10
(信用事業粗利益率)	(0.58)	(0.57)	(△0.02)
事 業 粗 利 益	364	364	0
(事業粗利益率)	(0.89)	(0.85)	(△0.04)
事 業 純 益	25	61	36
実 質 事 業 純 益	25	61	36
コ ア 事 業 純 益	25	61	36
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	25	61	36

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和 2 年度			令和 3 年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	37,868	247	0.65	41,145	257	0.62
うち 預 金	26,537	108	0.41	28,851	114	0.40
うち 貸 出 金	11,331	139	1.23	12,294	143	1.16
資金調達勘定	38,509	22	0.06	41,667	23	0.06
うち貯金・定期積金	38,499	22	0.06	41,656	23	0.06
うち 借 入 金	10	0	0.92	11	0	0.92
総資金利ざや			0.37			0.37

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの貯蓄増強奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 2 年度増減額	令和 3 年度増減額
受 取 利 息	△ 12	10
うち 預 金	△ 8	6
うち 貸 出 金	△ 4	4
支 払 利 息	△ 2	1
うち貯金・定期積金	△ 2	1
うち 借 入 金	△ 0	0
差 引	△ 10	9

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの貯蓄増強奨励金が含まれています。

Ⅲ．事業の概況

1 信用事業

(1)貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
流 動 性 貯 金	9,302(24.1)	10,308(24.7)	1,006
定 期 性 貯 金	29,154(75.7)	31,305(75.1)	2,151
そ の 他 貯 金	31(0.0)	32(0.0)	0
計	38,488(100.0)	41,646(100.0)	3,158
合 計	38,488(100.0)	41,646(100.0)	3,158

注 1：流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金 注 2：定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注 3：()内は構成比です。

②定期貯金残高

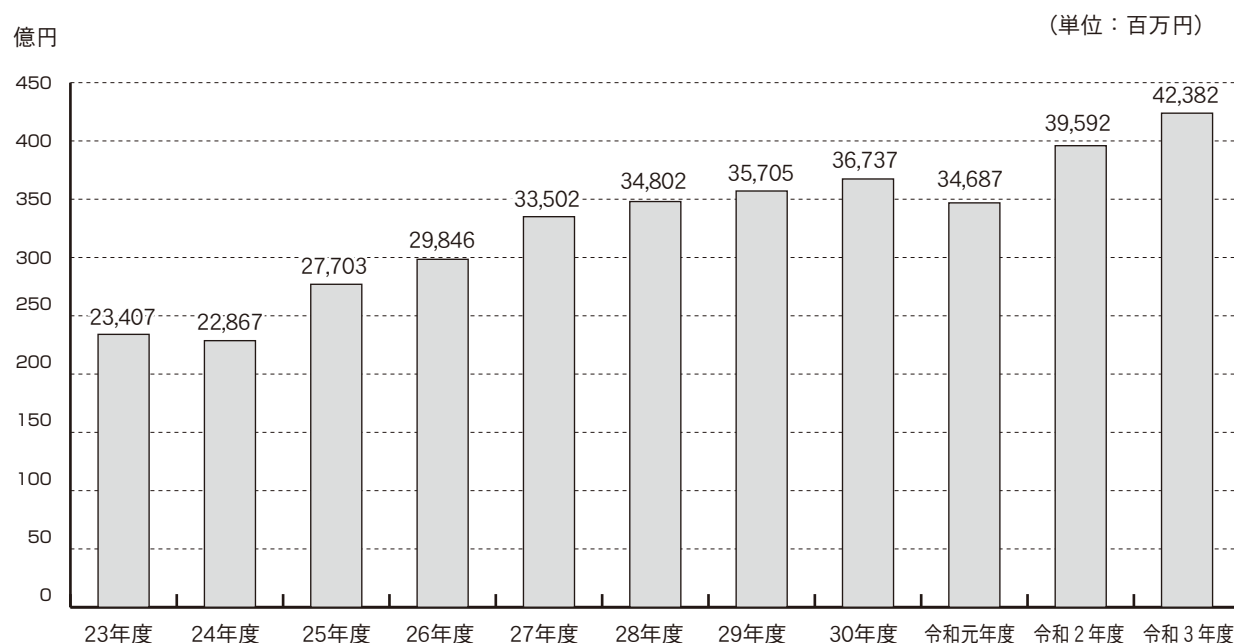
(単位：百万円、%)

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
定 期 貯 金	29,255(98.8)	31,082(99.0)	1,827
うち固定金利定期	29,239(99.9)	31,067(99.9)	1,827
うち変動金利定期	15(0.0)	15(0.0)	0

注 1：固定金利定期……預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注 2：変動金利定期……預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金 注 3：()内は構成比です。

■貯金残高の推移



(2)貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
手 形 貸 付	111	161	50
証 書 貸 付	11,150	12,069	919
当 座 貸 越	71	65	△ 5
合 計	11,333	12,296	963

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	10,602(88.6)	10,770(83.9)	167
変 動 金 利 貸 出	999(8.3)	1,718(13.3)	718
そ の 他	355(2.9)	343(2.6)	△ 11
合 計	11,957(100.0)	12,831(100.0)	874

注 1：() 内は構成比です。

注 2：「その他」には当座貸越、無利息等固定及び変動の区分がないものを表示しております。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	23	18	△ 5
不 動 産	2,833	2,717	△ 116
そ の 他 担 保 物	1	1	0
担 保 (計)	2,857	2,736	△ 121
農業信用基金協会保証	4,673	5,648	975
そ の 他 保 証	4,247	4,321	74
保 証 (計)	8,920	9,969	1,049
信 用	181	127	△ 54
合 計	11,957	12,831	874

④貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
近 代 化	－(－)	－(－)	－
そ の 他 制 度 資 金	－(－)	－(－)	－
農 業 設 備	35(0.2)	35(0.2)	0
農 業 運 転	15(0.1)	18(0.1)	3
事 業 設 備	2,013(16.8)	1,944(15.1)	△ 68
事 業 運 転	1,438(12.0)	1,448(11.2)	10
住 宅 関 連	7,853(65.6)	8,772(68.3)	910
生 活 関 連	569(4.7)	581(4.5)	12
そ の 他	33(0.2)	29(0.2)	△ 3
合 計	11,957(100.0)	12,831(100.0)	874

注：() 内は構成比です。

⑤貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
農 業	829 (6.9)	787 (6.1)	△ 41
林 業	30 (0.2)	15 (0.1)	△ 14
水 産 業	28 (0.2)	27 (0.2)	0
製 造 業	972 (8.1)	1,114 (8.6)	141
建 設 ・ 不 動 産 業	1,388 (11.6)	1,528 (11.8)	139
電気・ガス・熱供給・水道業	144 (1.2)	221 (1.7)	76
運 輸 ・ 通 信 業	593 (4.9)	671 (5.2)	77
金 融 ・ 保 険 業	396 (3.3)	403 (3.1)	6
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,846 (32.2)	4,229 (32.8)	382
地 方 公 共 団 体	1,023 (8.5)	1,049 (8.1)	25
そ の 他	2,701 (22.5)	2,781 (21.6)	80
合 計	11,957 (100.0)	12,831 (100.0)	874

注：（ ）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑥主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
農 業	44	49	5
穀 作	30	38	8
野 菜 ・ 園 芸	14	11	△ 3
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養 鶏 ・ 鶏 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	—	—	—
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	44	49	5

(注) 1：農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関係団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前頁⑤の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2：「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3：「農業関連団体等」には、JA や全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別 〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	44	49	5
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
合 計	44	49	5

(注) 1：プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2：農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
合 計	—	—	—

(注)：日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑦農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権 区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額		
			担保・保証	引 当	合 計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
危 険 債 権	令和2年度	319	263	46	309
	令和3年度	340	263	66	328
要 管 理 債 権	令和2年度	84	68	0	68
	令和3年度	81	65	0	65
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	84	—	—	—
	令和3年度	81	65	0	65
小 計	令和2年度	403	331	46	378
	令和3年度	421	328	66	393
正 常 債 権	令和2年度	11,561			
	令和3年度	12,985			
合 計	令和 2 年度	11,964			
	令和 3 年度	13,406			

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度					令和 3 年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5	1	—	5	1	1	1	—	1	1
個別貸倒引当金	55	46	—	55	46	46	66	—	46	66
合 計	60	48	—	60	48	48	67	—	48	67

⑩貸出金償却の額

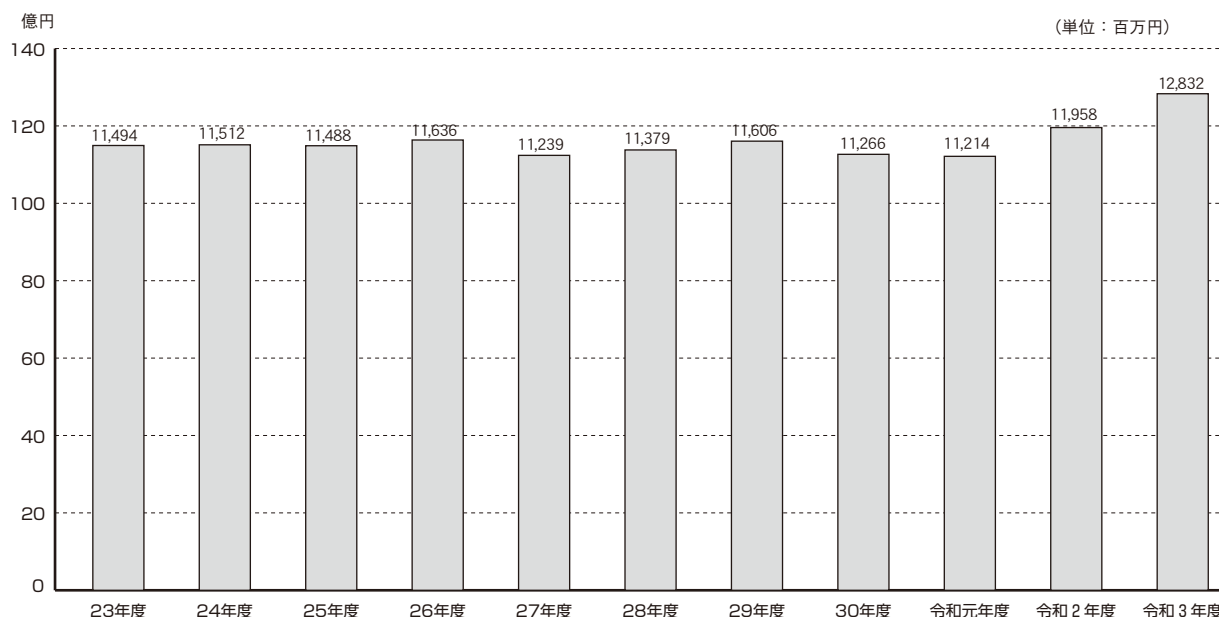
(単位：百万円)

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

⑪元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

■貸出金残高の推移



(3)内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	5,067	34,136	4,988	35,136
	金 額	73,768	76,273	72,707	76,820
代金取立為替	件 数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
雑 為 替	件 数	52	212	43	229
	金 額	24	326	11	271
合 計	件 数	5,119	34,348	5,031	35,365
	金 額	73,792	76,599	72,718	77,090

(4)有価証券に関する指標

- ①種類別有価証券平均残高 …………… 該当する取引はありません。
- ②商品有価証券種類別平均残高 …… 該当する取引はありません。
- ③有価証券残存期間別残高 …………… 該当する取引はありません。

(5)有価証券等の時価情報等

- ①有価証券の時価情報等 …………… 該当する取引はありません。
- ②金銭の信託の時価情報等 …………… 該当する取引はありません。
- ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引
該当する取引はありません。

2 共済取扱実績

(1)長期共済新契約高・長期共済保有契約高

(単位：百万円)

種 類		令和 2 年度		令和 3 年度	
		新 契 約 高	保有契約高	新 契 約 高	保有契約高
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	298	9,100	451	8,953
	定 期 生 命 共 済	46	221	61	270
	養 老 生 命 共 済	109	4,022	57	3,543
	うちこども共済	95	1,807	57	1,680
	医 療 共 済	—	454	30	251
	が ん 共 済	—	25	—	25
	定 期 医 療 共 済	—	224	—	198
	介 護 共 済	83	198	143	340
	年 金 共 済	—	15	—	15
建 物 更 生 共 済		1,892	18,904	798	17,538
合 計		2,428	33,162	1,539	31,133

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払掛金相当額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2)医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令和 2 年度		令和 3 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		386	4,281	18	3,060
		—	—	41,564	44,250
が ん 共 済		40	455	55	515
定 期 医 療 共 済		—	320	—	285
合 計		426	5,056	73	3,860
		—	—	41,564	44,250

(注) 医療共済の金額は上段に入金共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は年度末の入院共済金額を表示しています。

(3)介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和 2 年度		令和 3 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	91	238	163	386
生活障害共済(一時金型)	10	10	11	30
生活障害共済(定期年金型)	—	2	2	2
特定重度疾病共済	37	37	106	92

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和 2 年度		令和 3 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	219	390	11	397
年 金 開 始 後	—	76	—	72
合 計	219	466	11	468

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(5)短期共済新契約高

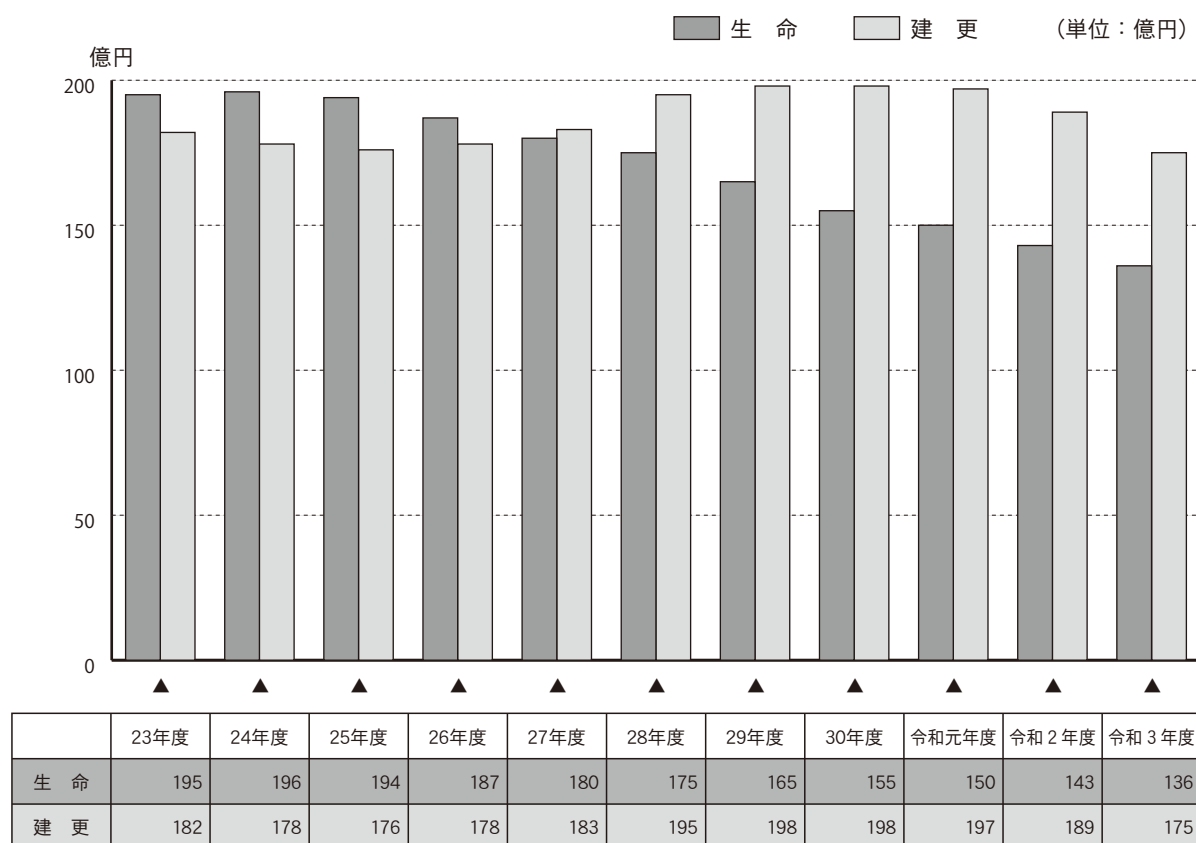
(単位：百万円)

種 類	令和 2 年度		令和 3 年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	2,013	3	1,823	3
自 動 車 共 済		69		72
傷 害 共 済	298	1	941	1
賠 償 責 任 共 済		0		0
自 賠 責 共 済		16		15
合 計		88		90

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

■ 共済保有高の推移



3 購買事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和2年度		令和3年度	
		供給高	粗収益	供給高	粗収益
生産資材	肥料	6,679	729	6,621	678
	農薬	6,877	1,142	6,938	1,179
	農業機械	—	—	49	6
	その他	8,464	770	4,344	471
	小計	22,020	2,641	17,952	2,334
生活資材	食米	5,659	782	7,509	1,575
	一般食品	1,490	183	1,446	178
	食料材	6,883	207	5,009	151
	その他	456	33	354	29
	小計	14,488	1,205	14,318	1,933
燃料・自動車資材	自動車	3,794	76	2,266	35
	小計	3,794	76	2,266	35
合 計		40,302	3,922	34,536	4,302

(注) 供給高は、収益認識会計基準における代理人取引の取扱高も含んでいます。

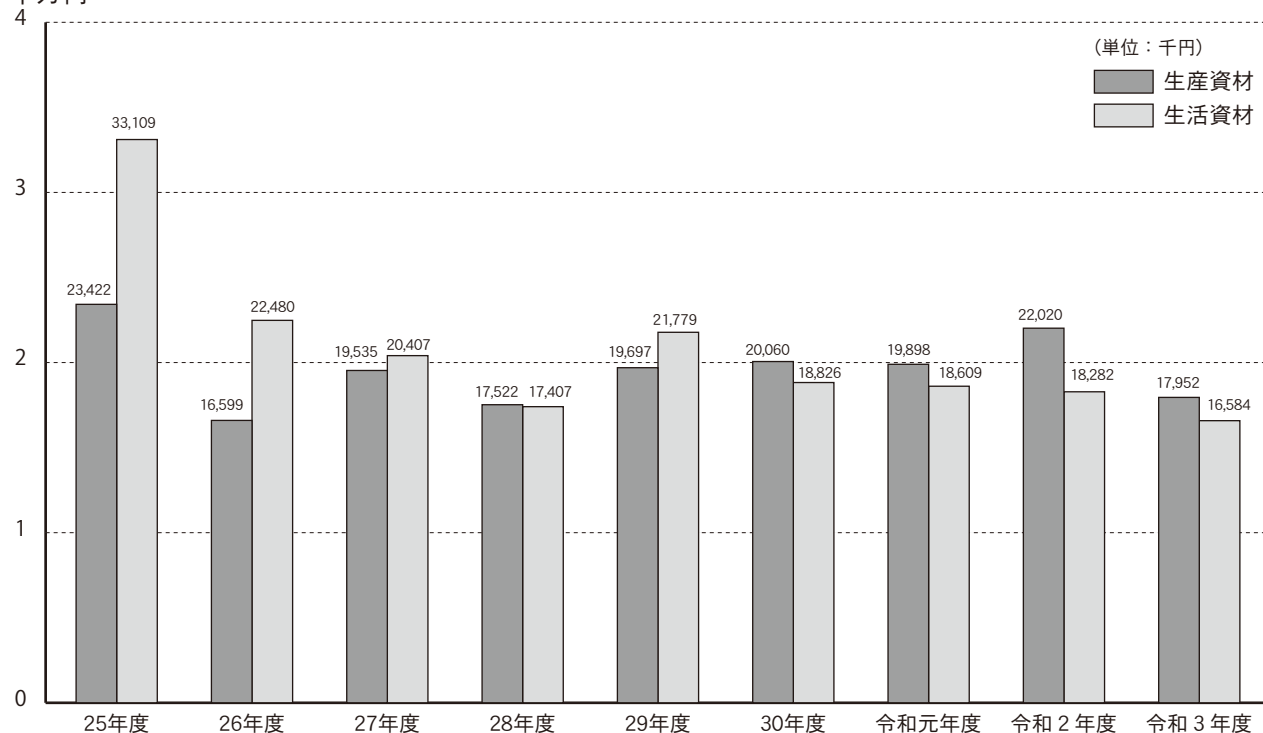
4 販売事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和 2 年度		令和 3 年度	
		供給高	粗収益 (手数料)	供給高	粗収益 (手数料)
米・麦	米	13,388	494	14,772	560
	麦	7,303	1,001	2,109	794
	小 計	20,691	1,495	16,881	1,354
特産	大 豆	478	14	1,030	25
合 計		21,169	1,509	17,911	1,379

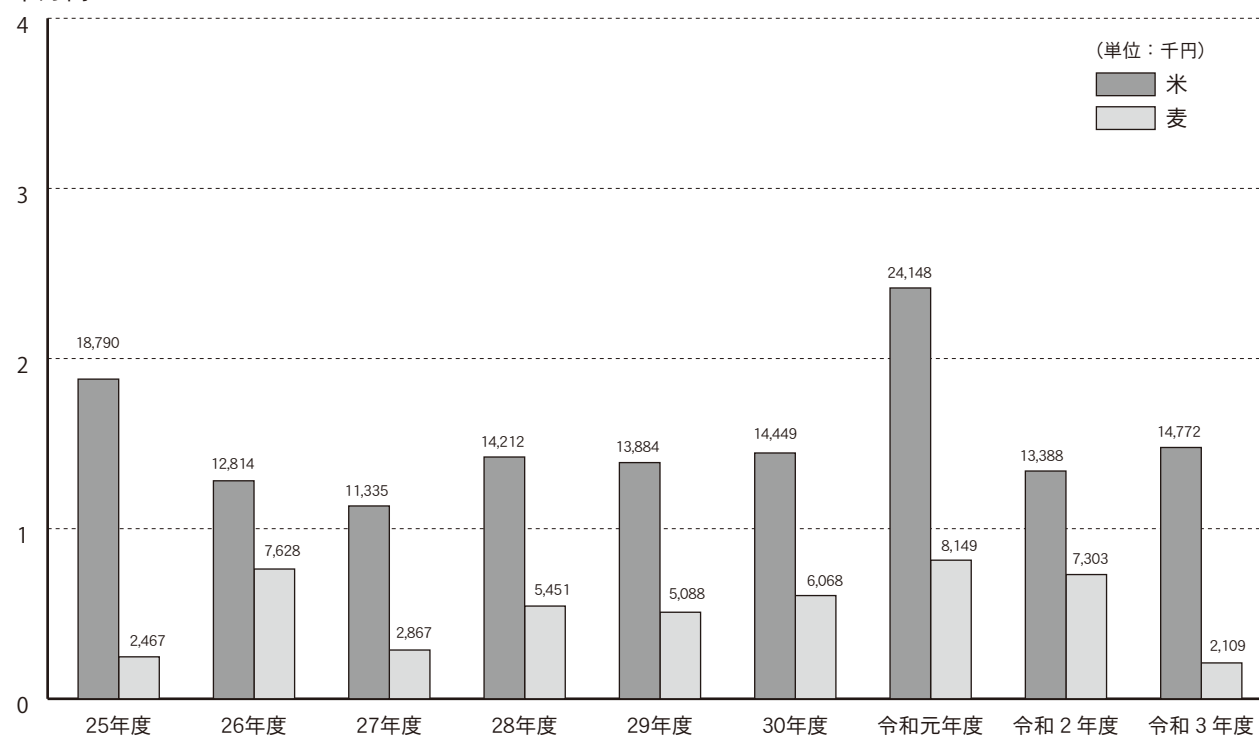
■ 購買品供給高の推移

千万円



■販売品販売高の推移

千万円



5 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和2年度	令和3年度
収 益	保 管 料	1,077	1,127
	保 管 雑 収 入	176	297
	計	1,253	1,424
費 用	保 管 雑 費	804	763
	計	804	763
差 引		450	662

6 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度
収 入	賦 課 金 収 入	199	197
	実 費 収 入	638	621
	その他指導収益	146	122
	計	982	940
支 出	農 産 指 導 費	310	418
	畜 産 指 導 費	5	5
	生 活 指 導 費	37	396
	組 織 育 成 費	1,688	1,703
	教育・農政費	742	739
	計	2,782	3,260
差 引		△ 1,800	△ 2,320

7 宅地等供給事業実績

(単位：千円)

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度
収 益	宅 地 等 賃 貸 料	66,658	66,582
	計	66,658	66,582
費 用	宅地等供給雑費	8,928	8,779
	計	8,928	8,779
差 引		57,730	57,803

8 資産管理事業取扱実績

(単位：千円)

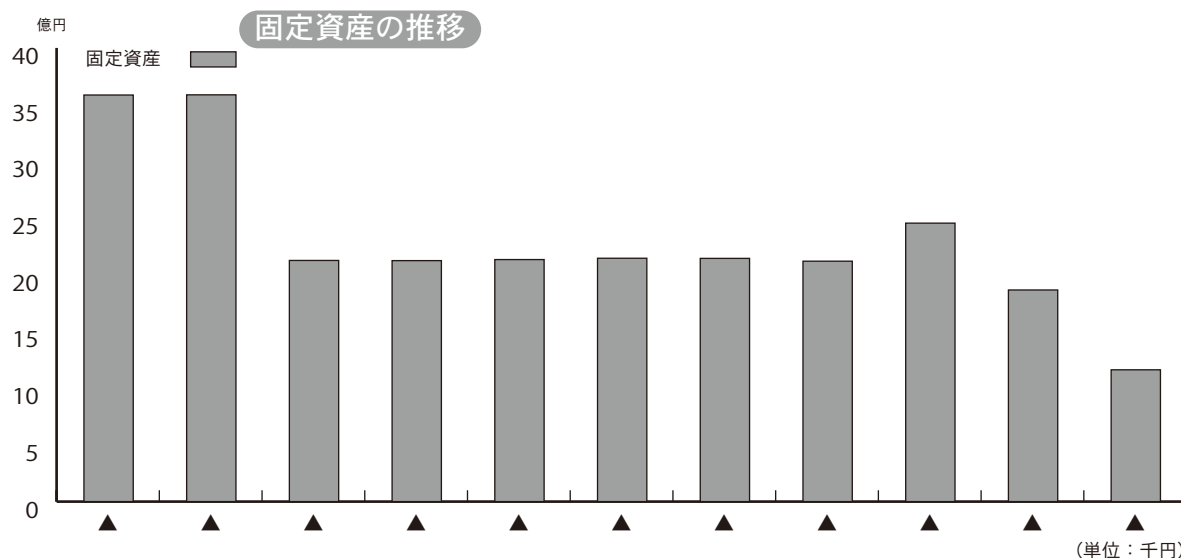
項 目		令和 2 年度	令和 3 年度
収 益	資産管理事業	5,163	2,836
	計	5,163	2,836
費 用	資産管理事業	762	149
	計	762	149
差 引		4,401	2,688

固定資産

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
建物	451	140
構築物	4	2
機械装置	4	3
車両運搬具	1	1
器具備品	37	30
土地	1,158	763
無形固定資産	1	1
合計	1,656	939

※固定資産の残高は、帳簿価格です。



	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固定資産	3,584,777	3,586,312	2,126,231	2,124,742	2,134,018	2,145,662	2,144,460	2,119,681	2,455,158	1,865,832	1,162,065
償却累計額	645,131	660,404	670,372	675,553	678,713	687,885	691,552	696,040	693,603	209,514	223,128

外部出資

(単位：百万円)

出資先	令和2年度	令和3年度
系統	633	633
系統外	76	76
子会社等出資	55	55
合計	763	763

Ⅳ． 経 営 諸 指 標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
総資産経常利益率	0.07	0.07	△ 0.00
資本経常利益率	1.82	1.72	△ 0.10
総資産当期純利益率	0.22	△ 0.21	△ 0.43
資本当期純利益率	5.56	△ 5.47	△ 11.03

(注)

1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率
＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
貯貸率	期 末	30.20	30.28	0.07
	期 中 平 均	29.43	29.51	0.08
貯証率	期 末	—	—	—
	期 中 平 均	—	—	—

(注)

1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

(単位：百万円)

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度
信用事業	貯 金 残 高	1,237	1,247
	貸 出 金 残 高	374	377
共済事業	長期共済保有高	1,036	916
経済事業	購 買 品 取 扱 高	1	1
	販 売 品 取 扱 高	0.7	0.5

(注) 開示指標は全職員数を基礎としています。

4. 一店舗当たり指標

(単位：百万円)

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度
貯 金 残 高		39,592	42,382
貸 出 金 残 高		11,958	12,832
長 期 共 済 保 有 高		33,162	31,133
購 買 品 供 給 高		40	35

(注) 開示指標は、一店舗で算出しています。

5. その他経営諸指標

(単位：百万円)

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度
一職員当たり出資金残高	12	13
一店舗当たり出資金残高	394	425

※開示指標は全職員数を対象とし、店舗数は一店舗で算出しています。

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,518	1,414
うち、出資金及び資本準備金の額	394	426
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,130	993
うち、外部流出予定額 (Δ)	Δ5	Δ4
うち、上記以外に該当するものの額	Δ1	Δ1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	29	14
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	1,548	1,429
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	1,548	1,429
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	13,599	13,380
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	213	152
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	213	152
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	727	711
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	14,326	14,090
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.80%	10.14%

- (注)
- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
 - 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 - 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	76	—	—	88	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,024	—	—	1,599	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,133	5,427	217	29,089	5,818	233
法人等向け	1	1	0	50	50	2
中小企業向け及び個人向け	254	107	4	330	153	6
抵当権付住宅ローン	2,873	989	40	2,524	867	35
不動産取得等事業向け	815	813	33	812	804	32
三ヵ月以上延滞等	289	365	15	313	350	14
取立未済手形	9	2	0	9	2	0
信用保証協会等保証付	4,676	466	19	5,653	563	23
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	147	147	6	147	147	6
(うち出資等のエクスポージャー)	147	147	6	147	147	6
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	4,195	5,069	203	3,594	4,475	179
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	617	1,542	62	617	1,542	62
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和２年度			令和３年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,579	3,527	141	2,978	2,933	117
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	213	9	—	152	6
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	41,493	13,599	544	44,208	13,380	535
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	41,493	13,599	544	44,208	13,380	535
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		
	727	29	711	28		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット等(分母)計a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		
	14,326	573	14,090	564		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額をエクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセット額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、その他の資産（固定資産等）が含まれています。
7. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分			令和2年度				令和3年度			
			信用リス クに関す るエクス ポージャ ーの残高	う ち		三ヵ月以 上延滞エ クスポー ジャー	信用リス クに関す るエクス ポージャ ーの残高	う ち		三ヵ月以 上延滞エ クスポー ジャー
				貸出金等	債 券			貸出金等	債 券	
法人	農 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業		246	246	—	—	277	277	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業		—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業		27,133	—	—	—	29,089	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体		1,024	1,024	—	—	1,599	1,050	—	—
	上 記 以 外		774	2	—	—	777	5	—	—
個 人			10,693	10,693	—	289	11,507	11,507	—	313
そ の 他			1,624	—	—	—	959	—	—	—
業 種 別 残 高 計			41,493	11,964	—	289	44,208	12,839	—	313
残 存 期 間 別	1 年 以 下		27,335	202	—		29,812	174	—	
	1 年 超 3 年 以 下		432	432	—		317	317	—	
	3 年 超 5 年 以 下		316	316	—		390	390	—	
	5 年 超 7 年 以 下		512	512	—		385	385	—	
	7 年 超 10 年 以 下		732	732	—		936	936	—	
	10 年 超		9,401	9,401	—		10,264	10,264	—	
	期 限 の 定 め の な い も の		2,765	369	—		2,105	374	—	
残 存 期 間 別 残 高 計			41,493	11,964	—		44,208	12,839	—	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「三ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度					令和 3 年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	5	1	—	5	1	1	1	—	1	1
個 別 貸 倒 引 当 金	55	46	—	55	46	46	66	—	46	66

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分			令和 2 年度						令和 3 年度					
			期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
					目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人			55	46	—	55	46	—	46	66	—	46	66	—
業 種 別 計			55	46	—	55	46	—	46	66	—	46	66	—

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分		令和 2 年度			令和 3 年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	—	1,190	1,190	—	1,793	1,793
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	4,745	4,745	—	5,705	5,705
	リスク・ウェイト20%	—	27,241	27,241	—	29,214	29,214
	リスク・ウェイト35%	—	2,810	2,810	—	2,463	2,463
	リスク・ウェイト50%	—	—	—	—	51	51
	リスク・ウェイト75%	—	117	117	—	173	173
	リスク・ウェイト100%	—	4,698	4,698	—	4,082	4,082
	リスク・ウェイト150%	—	289	289	—	262	262
	リスク・ウェイト250%	—	617	617	—	617	617
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	41,707	41,707	—	44,360	44,360

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度		令和 3 年度	
	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	98	1	114
抵当権住宅ローン	—	52	—	46
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三ヵ月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
その他	20	29	—	27
合 計	20	179	1	186

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「その他」には、現金及び上記以外の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度		令和 3 年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	763	763	763	763
合 計	763	763	763	763

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatches が存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎四半期末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.50年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、貯金残高の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	309	294	75	84
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	205	195		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	57	60		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	309	294	75	84
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	1,548		1,428	

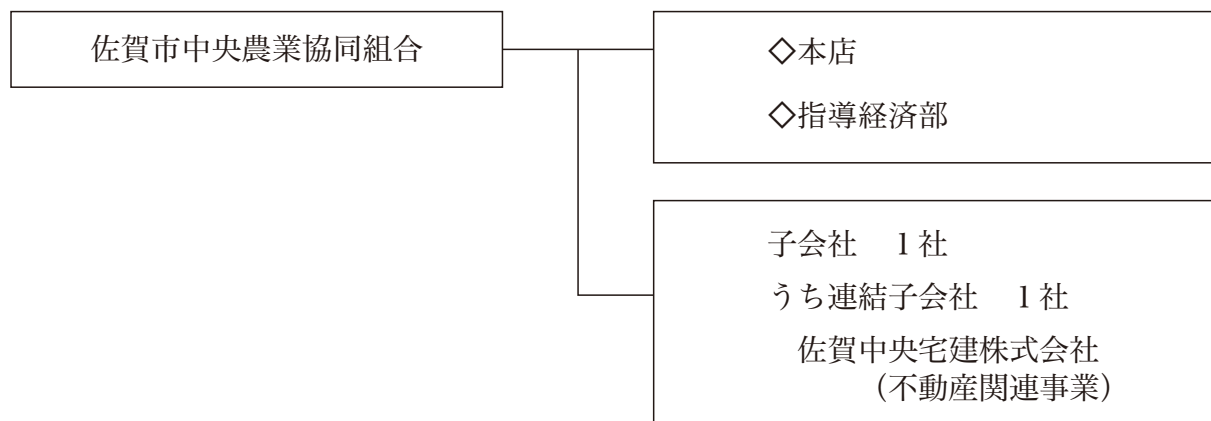
Ⅵ． 連 結 情 報

1. グループの概況

(1)グループの事業系統図

佐賀市中央農業協同組合のグループは、当組合、子会社 1 社で構成されています。
なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

(令和 4 年 3 月末現在)



(2)子会社の状況

単位：千円、％（令和 4 年 3 月 31 日現在）

名 称	事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金	当JAの 議決権比率	当JA及び他の子会 社等の議決権比率
佐賀中央宅建 株 式 会 社	佐賀市神野東 4-3-13	宅 地 建 物 取 引 業	昭和49年 4 月 30 日	55,000	100.0	100.0

(3)連結事業概況

◇連結事業の概況（令和 3 年度）

①事業の概況

令和 3 年度の当 J A の連結決算は、子会社 1 社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益41百万円、連結当期剰余金△83百万円、連結純資産1,692百万円、連結総資産44,470百万円で、連結自己資本比率は10.87％となりました。

②連結子会社等の事業概況

佐賀中央宅建株式会社

令和 3 年度は、土地・建物の仲介手数料等の売上が前年度並に推移したことにより売上高は45,183千円となりました。これにより当期純利益は9,459千円となりました。

(4)最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
連 結 経 常 収 益	578	567	521	500	499
信用事業収益	316	323	287	276	285
共済事業収益	85	84	79	76	78
農業関連事業収益	24	24	24	25	21
生活その他事業収益	153	135	130	122	115
営農指導事業収益	1	1	1	1	1
連 結 経 常 利 益	73	118	53	41	41
連 結 当 期 剰 余 金	46	71	44	101	△ 83
連 結 純 資 産 額	1,589	1,664	1,726	1,833	1,692
連 結 総 資 産 額	37,931	38,891	36,814	41,817	44,470
連結自己資本比率(%)	10.41	10.58	11.13	11.46	10.87

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5)連結貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和 2 年度 (令和 3 年3月31日)	令和 3 年度 (令和 4 年3月31日)
1. 信用事業資産	38,897,663	41,735,680
(1) 現金及び預金	27,208,067	29,176,560
(2) 貸出金	11,711,748	12,599,867
(3) その他の信用事業資産	25,447	25,923
(4) 貸倒引当金	△ 47,599	66,670
2. 共済事業資産	540	104
その他の共済事業資産	540	104
3. 経済事業資産	23,479	84,484
(1) 受取手形及び経済事業未収金	10,517	69,606
(2) 棚卸資産	2,893	4,374
(3) その他の経済事業資産	10,103	10,510
(4) 貸倒引当金	△ 34	6
4. 雑資産	72,138	601,764
5. 固定資産	2,101,464	1,322,759
(1) 有形固定資産	2,099,715	1,321,197
建物	641,872	323,074
構築物	8,703	6,098
機械装置	7,062	7,062
土地	1,602,288	1,146,169
その他の有形固定資産	64,431	77,256
減価償却累計額	△ 224,642	238,462
(2) 無形固定資産	1,749	1,562
6. 外部出資	708,345	708,345
7. 繰延税金資産	13,441	16,885
資 産 の 部 合 計	41,817,071	44,470,021

(単位：千円)

負債の部・純資産の部	令和 2 年度 (令和 3 年3月31日)	令和 3 年度 (令和 4 年3月31日)
1. 信用事業負債	39,603,061	42,426,827
(1) 貯金	39,565,724	42,364,280
(2) その他の信用事業負債	37,337	62,547
2. 共済事業負債	43,320	47,352
(1) 共済資金	19,070	21,416
(2) その他の共済事業負債	24,250	25,935
3. 経済事業負債	15,414	13,610
(1) 支払手形及び経済事業未払金	5,591	3,830
(2) その他の経済事業負債	9,823	9,780
4. 設備借入金	118,298	111,422
5. 雑負債	87,493	95,823
6. 諸引当金	57,157	40,629
(1) 賞与引当金	11,213	9,504
(2) 退職給付引当金	10,864	5,524
(3) 役員退職慰労引当金	35,080	25,601
7. 再評価に係る繰延税金負債	58,851	41,924
負 債 の 部 合 計	39,983,594	42,777,587
1. 組合員資本	1,679,101	1,582,460
(1) 出資金	390,966	422,324
(2) 資本準備金	322	322
(3) 利益剰余金	1,288,628	1,160,617
(4) 処分未済持分	△ 815	△ 803
2. 評価・換算差額等	154,377	109,974
土地再評価差額金	154,377	109,974
純 資 産 の 部 合 計	1,833,478	1,692,434
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	41,817,071	44,470,021

(6)連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 2 年度 (自 令和 2 年4月1日 至 令和 3 年3月31日)	令和 3 年度 (自 令和 3 年4月1日 至 令和 4 年3月31日)
1. 事業総利益	384,138	364,105
(1) 信用事業収益	275,697	285,076
資金運用収益	243,021	252,949
(うち預金利息)	(107,729)	(113,755)
(うち貸出金利息)	(135,291)	(139,193)
(うちその他受入利息)	(0)	(0)
役務取引等収益	6,907	8,880
その他経常収益	25,769	23,247
(2) 信用事業費用	58,718	91,570
資金調達費用	21,910	23,096
(うち貯金利息)	(21,599)	(22,776)
(うち給付補填備金繰入)	(174)	(80)
(うち借入金利息)	(88)	(92)
(うちその他支払利息)	(49)	(148)
役務取引等費用	7,257	7,748
その他経常費用	29,551	60,725
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(19,070)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 12,718)	(-)
(うち貸出金償却)	(357)	(-)
信用事業総利益	216,980	193,506
(3) 共済事業収益	76,448	77,510
共済付加収入	68,397	69,989
その他の収益	8,052	7,521
(4) 共済事業費用	7,150	6,948
共済推進費	3,622	3,887
その他の費用	3,528	3,062
共済事業総利益	69,299	70,562
(5) 購買事業収益	41,138	26,661
購買品供給高	40,302	25,411
購買手数料	-	398
その他の収益	836	852
(6) 購買事業費用	36,587	22,570
購買品供給原価	36,380	21,507
その他の費用	207	1,063
購買事業総利益	4,551	4,091
(7) 販売事業収益	1,542	1,471
販売手数料	1,509	1,398
その他の収益	33	73
(8) 販売事業費用	162	561
その他の費用	162	561
販売事業総利益	1,380	910
(9) その他事業収益	105,355	108,044
(10) その他事業費用	13,427	13,008
その他事業総利益	91,928	95,037

(単位：千円)

科 目	令和 2 年度 (自 令和 2 年4月1日 至 令和 3 年3月31日)	令和 3 年度 (自 令和 3 年4月1日 至 令和 4 年3月31日)
2. 事業管理費	354,891	332,495
(1) 人件費	227,862	224,588
(2) その他事業管理費	127,029	107,907
事業利益	29,247	31,610
3. 事業外収益	17,254	13,025
(1) 受取雑利息	2	-
(2) 受取出資配当金	7,498	7,606
(3) その他の事業外収益	9,753	5,418
4. 事業外費用	5,928	3,144
その他の事業外費用	5,928	3,144
経常利益	40,573	41,490
5. 特別利益	143,167	155,438
(1) 固定資産処分益	92,440	155,438
(2) 外部出資譲渡益	50,727	-
6. 特別損失	49,111	314,462
(1) 固定資産処分損	38	0
(2) 固定資産圧縮損	49,073	314,462
税金等調整前当期利益	134,630	△ 117,534
法人税、住民税及び事業税	59,744	69,308
法人税等調整額	△ 26,238	△ 103,414
法人税等合計	33,505	△ 34,106
当期利益	101,124	△ 83,429
当期剰余金	101,124	△ 83,429

(7)連結キャッシュ・フロー計算書

[間接法により表示]

(単位：千円)

科 目	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	134,630	△ 117,534
減価償却費	27,410	15,983
固定資産圧縮損	49,073	314,462
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 12,685	19,042
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 355	△ 1,709
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 7,335	△ 14,819
その他非資金損益項目の調整額	323	284
信用事業資金運用収益	△ 243,021	△ 252,949
信用事業資金調達費用	21,910	23,096
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 7,501	△ 7,606
固定資産売却損益 (△は益)	△ 92,402	△ 155,438
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△ 756,793	△ 888,118
預金の純増 (△) 減	△ 4,557,000	△ 2,050,000
貯金の純増減 (△)	4,901,098	2,798,556
その他信用事業資産の純増 (△) 減	△ 639	△ 353
その他信用事業負債の純増減 (△)	6,203	24,302
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減 (△)	△ 7,433	2,347
その他共済事業資産の純増 (△) 減	△ 485	436
その他共済事業負債の純増減 (△)	1,793	1,685
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△ 3,995	△ 59,089
経済受託債権の純増 (△) 減	△ 357	△ 407
棚卸資産の純増 (△) 減	△ 1,431	△ 1,546
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	2,155	△ 1,761
経済受託債務の純増減 (△)	△ 3,160	△ 43

科 目	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増(△)減	△ 57,318	△ 529,560
その他負債の純増減(△)	△ 6,537	1,805
信用事業資金運用による収入	244,061	252,825
信用事業資金調達による支出	△ 16,402	△ 22,185
事業分量配当金の支払額	△ 1,651	△ 1,571
小 計	△ 387,846	△ 649,867
雑利息及び出資配当金の受取額	7,501	7,606
法人税等の支払額	△ 1,991	△ 62,783
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 382,337	△ 705,044
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 1,376,924	△ 7,859
固定資産の売却による収入	1,494,270	611,273
外部出資による支出	△ 6,610	—
外部出資の売却等による収入	2,420	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	113,156	603,414
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 6,740	△ 6,876
出資の増額による収入	27,816	35,425
出資の払戻しによる支出	△ 16,378	△ 4,067
持分の取得による支出	△ 815	△ 804
持分の譲渡による収入	1,387	816
出資配当金の支払額	△ 4,180	△ 4,371
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,090	20,123
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	△ 268,090	△ 81,507
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,380,157	1,112,067
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,112,067	1,030,560

(8)連結注記表

令和 2 年度

第 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等 … 1 社
佐賀中央宅建株式会社

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致している。
連結される子会社等の決算日は次のとおり。
3 月末日 1 社

3. のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はない。

4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成している。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっている。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	27,208,067千円
定期性預金	△ 26,096,000千円
現金及び現金同等物	1,112,067千円

第 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っている。

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

① 数量管理品：米（販売用）・農薬・その他の生産資材

…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建 物 10年～50年

機械装置 10年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上している。

③ 上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の貸倒実績率を基礎に、将来見込み等必要な修正を加えて算定している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っている。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合は繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

7. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等）及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

第3. 表示方法の変更に関する注記

1. 適用初年度における会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号・令和2年3月31日）を適用し、当事業年度より「繰延税金資産の回収可能性」、「固定資産の減損」に関する見積りに関する情報を後掲の「第3.会計上の見積りに関する注記」に記載している。

第4. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 13,441千円

(2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 なし

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

第5. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は49,073千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物附属設備 49,073千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金 1,200,000千円

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 245,801千円

子会社等に対する金銭債務の総額 25,836千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 83,929千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 開示すべき債務はなし

5. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

(単位：千円)

区 分	金 額
破綻先債権額	—
延滞債権額	319,140
3か月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	83,566
合 計 額	402,706

(注)上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。

- (2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
- (3) 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

(1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出した。

第6. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	18,209千円
うち事業取引高	3,794千円
うち事業取引以外の取引高	14,415千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	7,722千円
うち事業取引高	1千円
うち事業取引以外の取引高	7,721千円

第7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定（理事会）』、『執行（金融共済部）』、『結果の監視（総務管理部）』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が37,245千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載している。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預 金	27,131,962	27,132,667	705
貸 出 金	11,711,748		
貸倒引当金(*1)	△47,599		
貸倒引当金控除後	11,664,149	12,112,027	447,878
経済事業未収金	10,457		
貸倒引当金(*2)	△ 34		
貸倒引当金控除後	10,423	10,423	—
資 産 計	38,806,534	39,255,117	448,583
貯 金	39,565,724	39,598,638	32,914
借 入 金(*3)	118,298	136,251	17,953
経済事業未払金	5,591	5,591	—
負 債 計	39,689,613	39,740,480	50,867

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(*3) 借入金は設備借入金118,298千円である。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 借入金及び設備借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっている。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	708,345
合計	708,345

- (*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていない。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	27,131,962	—	—	—	—	—
貸出金(*1,2,3)	1,002,913	788,442	741,925	650,126	608,527	7,627,406
経済事業未収金	10,457	—	—	—	—	—
合計	28,145,332	788,442	741,925	650,126	608,527	7,627,406

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越65,922千円については「1年以内」に含めている。

- (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等289,309千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸出決定金額の一部実行案件3,100千円は償還日が特定できないため、含めていない。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (* 1)	36,957,377	302,700	805,982	1,117,747	379,265	2,215
借 入 金 (* 2)	6,876	7,014	7,156	7,301	7,448	82,503
合 計	36,964,253	309,714	813,138	1,125,048	386,713	84,718

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

(*2) 借入金は設備借入金118,298千円である。

第8. 有価証券に関する注記

1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、有価証券1,000千円（外部出資）の減損処理を行っている。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式について、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したため、回復可能性等を考慮し減損処理を行った。

第9. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
期首における退職給付引当金	25,307
退職給付費用	15,297
退職給付の支払額	△25,708
確定給付型年金制度への拠出金	△4,031
期末における退職給付引当金	10,864

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
退職給付債務	121,123
確定給付型年金制度	△110,259
退職給付引当金	10,864

(4) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
簡便法で計算した退職給付費用	15,297

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,695千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、29,543千円となっている。

第10. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

項 目	金 額
繰 延 税 金 資 産	—
貸 倒 引 当 金 超 過 額	2,688
退職給付引当金超過額	2,998
役員退職慰労引当金超過額	9,682
未収貸付金利息否認額	10
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	3,095
未 払 事 業 税	3,489
減価償却費償却超過額	1,589
そ の 他	33
繰 延 税 金 資 産 小 計	24,867
評 価 性 引 当 額	△11,426
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	13,441
繰 延 税 金 負 債	—
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	—
繰延税金資産の純額(A) + (B)	13,441

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9
事業分量配当金の益金に算入されない項目	△0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.0
住民税均等割等	0.3
評価性引当額の増減	△2.2
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△26.1

第11. その他の注記

当座貸越契約等に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は207,154千円である。

令和3年度

第1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等 … 1社

佐賀中央宅建株式会社

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致している。
連結される子会社等の決算日は次のとおり。

3月末日 1社

3. のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はない。

4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成している。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっている。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	29,176,560千円
定期性預金	△ 28,146,000千円
現金及び現金同等物	1,030,560千円

第2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

① 数量管理品：米（販売用）・農薬・その他の生産資材

…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建 物 10年～39年

工具・器具備品 10年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上している。

③ 上記以外の債権については、予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っている。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

④ 宅地等供給事業・資産管理事業

組合員の土地等の有効活用及び資産価値の向上に資するための事業であり、当組合は賃貸借契約に基づき、該当資産を賃貸する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、契約に基づく期間に応じて充足されることから、当事業年度に対応する賃料収入を収益として認識している。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合は繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等）及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

(3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

第3. 会計方針の変更に關する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりである。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していない。

この結果、当事業年度の事業収益（購買事業収益）が8,727千円、事業費用（購買事業費用）が同額8,727千円減少している。これによる事業利益、経常利益及び税引前当期損失額への影響はない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用による会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる当事業年度の計算書類への影響はない。

第4. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 16,885千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 なし

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 66,678千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載している。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

第5. 誤謬の訂正に関する注記

平成25年度決算における減損損失計上時に、再評価に係る繰延税金負債83,043千円及び土地再評価差額金217,838千円を過大に取り崩していた。

当該誤謬の訂正を行った結果、当事業年度期首における純資産額は83,043千円減少している。

第6. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は363,535千円であり、その内訳は次のとおりである。

建 物	277,086千円
建物附属設備	83,544千円
構 築 物	2,905千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金	1,200,000千円
------	-------------

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	232,105千円
子会社等に対する金銭債務の総額	17,455千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	215,365千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	開示すべき債務はなし

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位：千円)

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	340,224
3月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	80,648
合 計 額	420,872

(注)上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）である。
- (3) 3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

(1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出した。

第7. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	4,797千円
うち事業取引高	3,597千円
うち事業取引以外の取引高	1,200千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	7,721千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	7,721千円

第8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定（理事会）』、『執行（金融共済部）』、『結果の監視（総務管理部）』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を

厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.07%上昇したものと想定した場合には、経済価値が19,963千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行案件についても含めて計算している。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、借入金
は令和4年4月に全額繰上償還予定であり、経済事業未収金および経済事業未払金は主
に短期間で決済されるため、これらは時価が帳簿価額に近似することから、注記を省
略している。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預 金	29,088,077	29,088,809	732
貸 出 金	12,599,867		
貸倒引当金(*1)	△66,670		
貸倒引当金控除後	12,533,197	12,919,300	386,103
資 産 計	41,621,274	42,008,109	386,835
貯 金	42,364,280	42,384,677	20,397
負 債 計	42,364,280	42,384,677	20,397

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	708,345
合 計	708,345

- (*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象とはしていない。

- (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	29,088,077	—	—	—	—	—
貸 出 金 (*1,2,3)	778,853	837,750	745,604	707,449	670,192	8,572,810
経済事業未収金	7,096	—	—	—	—	—
合 計	29,874,026	837,750	745,604	707,449	670,192	8,572,810

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越60,397千円については「1年以内」に含めている。
(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等282,909千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。
(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸出決定金額の一部実行案件4,300千円は償還日が特定できないため、含めていない。

- (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	38,994,773	795,297	1,487,526	383,878	699,134	3,235
借 入 金 (*2)	111,422	—	—	—	—	—
合 計	39,106,195	795,297	1,487,526	383,878	699,134	3,235

- (*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。
(*2) 借入金は設備借入金111,422千円である。当該借入金は、令和4年4月に全額繰上返済の予定である。

第9. 有価証券に関する注記

1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

第10. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

項 目	金 額
期首における退職給付引当金	10,864
退職給付費用	11,241
退職給付の支払額	△12,550
確定給付型年金制度への拠出金	△4,032
期末における退職給付引当金	5,524

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

項 目	金 額
退職給付債務	111,451
確定給付型年金制度	△105,927
退職給付引当金	5,524

(4) 退職給付に関する損益 (単位：千円)

項 目	金 額
簡便法で計算した退職給付費用	11,241

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,585千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、25,998千円となっている。

第11. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳 (単位：千円)

項 目	金 額
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金 超 過 額	7,403
退職給付引当金超過額	1,525
役員退職慰労引当金超過額	7,066
未収貸付金利息否認額	14
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	2,623
未 払 事 業 税	4,004
減価償却費償却超過額	1,826
そ の 他	30
繰 延 税 金 資 産 小 計	25,774
評 価 性 引 当 額	△16,291
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	9,483
繰 延 税 金 負 債	
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	-
繰延税金資産の純額(A) + (B)	9,483

第12. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

第13. その他の注記

当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約及び貸出金は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は201,640千円である。

(9)連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和 2 年度	令和 3 年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	322	322
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	322	322
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	1,078,638	987,748
2 利益剰余金増加高	215,821	178,812
当期剰余金	101,124	△ 83,429
土地再評価差額金取崩額	114,697	262,240
3 利益剰余金減少高	5,831	5,942
配 当 金	5,831	5,942
4 利益剰余金期末残高	1,288,628	1,160,617

(10)農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	—	—
危険債権額	319	340	21
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	84	81	△ 3
小 計	403	421	18
正常債権額	11,315	12,753	1,438
合 計	11,718	13,174	1,456

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11)連結事業年度の事業別事業収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和2年度	令和3年度
信用事業	事業収益	276	285
	経常利益	63	46
	資産の額	38,898	41,736
共済事業	事業収益	76	78
	経常利益	7	13
	資産の額	1	0
農業関連事業	事業収益	25	21
	経常利益	△ 11	△ 10
	資産の額	23	84
その他事業	事業収益	123	115
	経常利益	△ 15	△ 7
	資産の額	2,895	2,650
計	事業収益	500	499
	経常利益	41	41
	資産の額	41,817	44,470

(注) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和4年3月末における連結自己資本比率は、10.87%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	佐賀市中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	422百万円(前年度391百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,673	1,575
うち、出資金及び資本剰余金の額	391	423
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,289	1,161
うち、外部流出予定額 (△)	△6	△7
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△1
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	29	14
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,703	1,590
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るもの（のれん相当額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	1,703	1,590
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	14,073	13,847
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	213	152
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	213	152
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	788	779
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	14,861	14,626
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	11.46	10.87

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和２年度			令和３年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	76	—	—	88	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,024	—	—	1,599	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,133	5,427	217	29,089	5,818	233
法人等向け	1	1	0	50	50	2
中小企業向け及び個人向け	254	107	4	330	153	6
抵当権付住宅ローン	2,873	989	40	2,524	867	35
不動産取得等事業向け	815	813	33	812	804	32
三ヵ月以上延滞等	289	365	15	313	350	14
取立未済手形	9	2	0	9	2	0
信用保証協会等保証付	4,676	466	19	5,653	563	23
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	92	92	4	92	92	4
（うち出資等のエクスポージャー）	92	92	4	92	92	4
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	4,396	5,269	211	3,809	4,689	188
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	617	1,542	62	617	1,542	62
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和２年度			令和３年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,779	3,727	149	3,192	3,147	126
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	213	9	—	152	6
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	41,638	13,744	552	44,368	13,540	543
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	41,638	13,744	552	44,368	13,540	543
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		
	788	32	779	31		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット等(分母)計a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		
	14,861	594	14,626	585		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額をエクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセット額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、その他の資産（固定資産等）が含まれています。
7. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉}}{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15\%）の直近3年間の合計額}} \div 8\%$$

(3)信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.12）をご参照ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高 （単位：百万円）

区 分		令和2年度				令和3年度			
		信用リス クに関す るエクス ポージャ ーの残高	う ち		三ヵ月以 上延滞エ クスポー ジャー	信用リス クに関す るエクス ポージャ ーの残高	う ち		三ヵ月以 上延滞エ クスポー ジャー
			貸出金等	債 券			貸出金等	債 券	
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	246	246	—	—	277	277	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	27,133	—	—	—	29,089	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,024	1,024	—	—	1,599	1,050	—	—
	上 記 以 外	774	2	—	—	777	5	—	—
個 人		10,693	10,693	—	289	11,507	11,507	—	313
そ の 他		1,768	—	—	—	1,119	—	—	—
業 種 別 残 高 計		41,638	11,964	—	289	44,368	12,839	—	313
残 存 期 間 別 残 高 計	1 年 以 下	27,335	202	—		29,812	174	—	
	1 年 超 3 年 以 下	432	432	—		317	317	—	
	3 年 超 5 年 以 下	316	316	—		390	390	—	
	5 年 超 7 年 以 下	512	512	—		385	385	—	
	7 年 超 10 年 以 下	732	732	—		936	936	—	
	10 年 超	9,401	9,401	—		10,264	10,264	—	
	期 限 の 定 め の な い も の	2,910	369	—		2,264	374	—	
残 存 期 間 別 残 高 計		41,638	11,964	—		44,368	12,839	—	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「三ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

④貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度					令和 3 年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	5	1	—	5	1	1	1	—	1	1
個 別 貸 倒 引 当 金	55	46	—	55	46	46	66	—	46	66

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分			令和 2 年度						令和 3 年度					
			期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
					目 的 使 用	その他					目 的 使 用	その他		
法 人	農 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人			55	46	—	55	46	—	46	66	—	46	66	—
業 種 別 計			55	46	—	55	46	—	46	66	—	46	66	—

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分		令和2年度			令和3年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	—	1,190	1,190	—	1,793	1,793
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	4,745	4,745	—	5,705	5,705
	リスク・ウェイト20%	—	27,241	27,241	—	29,214	29,214
	リスク・ウェイト35%	—	2,810	2,810	—	2,463	2,463
	リスク・ウェイト50%	—	—	—	—	51	51
	リスク・ウェイト75%	—	117	117	—	173	173
	リスク・ウェイト100%	—	4,843	4,843	—	4,241	4,241
	リスク・ウェイト150%	—	289	289	—	262	262
	リスク・ウェイト250%	—	617	617	—	617	617
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	41,852	41,852	—	44,519	44,519

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.77）をご参照ください。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和 2 年度		令和 3 年度	
	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	98	—	114
抵当権住宅ローン	—	52	—	46
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三ヵ月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
その他	20	29	—	27
合計	20	179	—	186

（注）

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「その他」には、現金及び上記以外の資産（固定資産等）が含まれます。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7)オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.12）をご参照ください。

(8)出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.79）をご参照ください。

②出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和2年度		令和3年度	
	連結貸借対照表 計上額	時価評価額	連結貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	708	708	708	708
合計	708	708	708	708

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 （保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10)金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスク算定手法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた手法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p.80）をご参照ください。

②金利リスクに関する事項

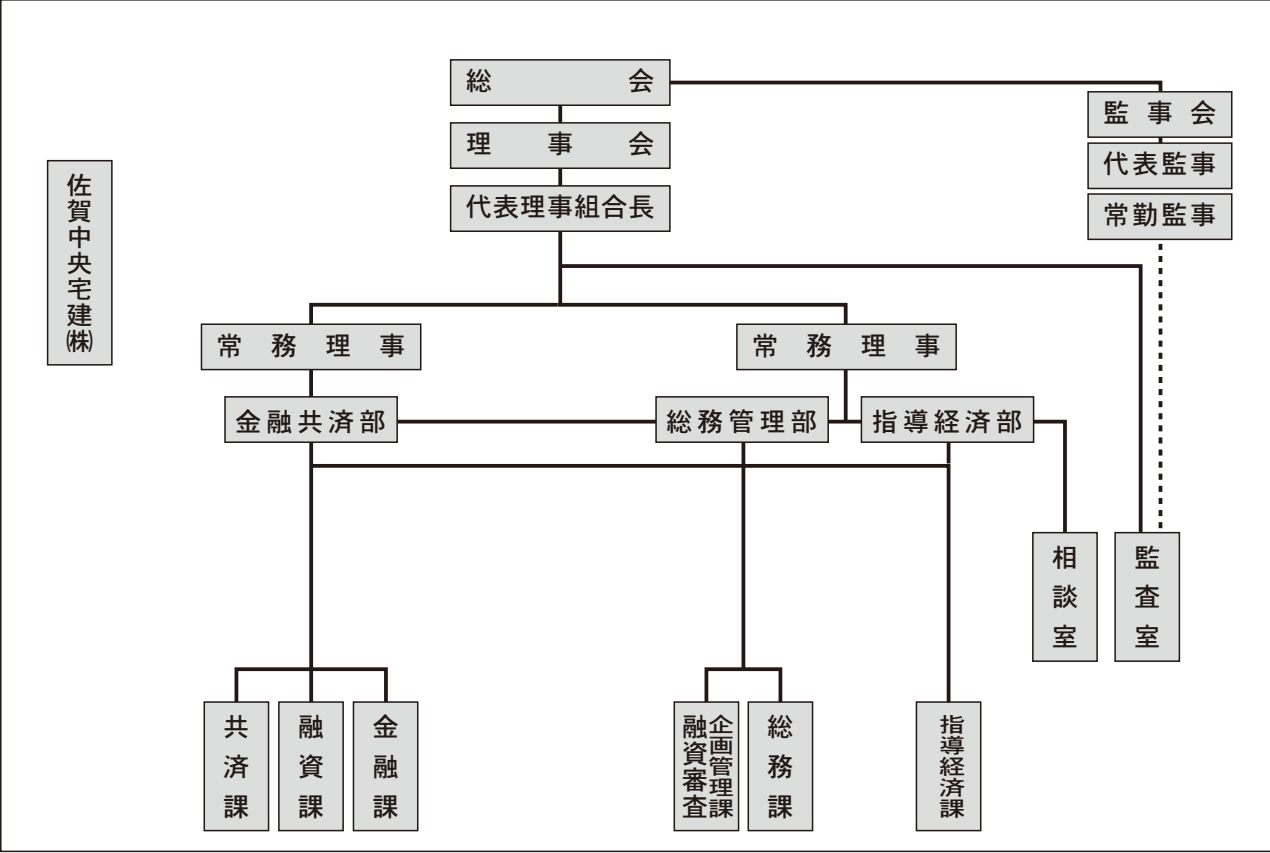
(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	309	294	75	84
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	205	195		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	57	60		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	309	294	75	84
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	1,548		1,428	

【JAの概要】

1. 機構図

(令和4年6月末現在)



2. 役員構成

(令和4年6月末現在)

役職名	氏 名	担当その他
代表理事組合長	飯盛 啓次	
常務理事	中元寺 登	信用・共済事業担当
”	堤 郁	総務管理、指導経済事業担当
理 事	山田 雅順	
”	野田 政光	
”	鳴海 益江	
”	大坪 敬子	
”	井崎 秀樹	
代表監事	副島浩一郎	
常勤監事	大坪 裕文	員外監事

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和4年6月現在)

所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 組合員数

(単位：人、団体・令和4年3月現在)

区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
正組合員	92	92	0
個 人	91	91	0
法 人	1	1	0
准組合員	5,417	5,487	70
個 人	5,411	5,481	70
法 人	6	6	0
合 計	5,509	5,579	70

5. 組合員組織の状況

(令和4年6月末現在)

組 織 名	代 表 者 氏 名	構 成 員 数
生 産 組 合	古 賀 正 信	91人
J A 青 壮 年 部	吉 岡 正 雄	6人
J A 女 性 部	鳴 海 益 江	31人

6. 特定信用事業代理業者の状況

(令和4年6月末現在)

区 分	名 称	主たる事務所の 所在地	事務所の所在地
特定信用事業 代 理 業 者	—	—	—

7. 地区一覧

佐賀市（富士町・三瀬村・大和町・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町を除く）

8. 沿革・あゆみ

沿革	昭和15年12月10日	保証責任佐賀市信用販売購買利用組合設立
	昭和19年4月24日	同上解散
	昭和19年4月24日	佐賀市農業会設立
	昭和23年8月15日	同上解散
	昭和23年5月27日	佐賀市農業協同組合設立
	昭和29年9月22日	佐賀市中央農業協同組合と名称変更

昭和 年 度	中 央 農 協 の あ ゆ み
20	農業改革進む
22	農業法公布（11月19日）
23	佐賀市農協として設立（5月27日）
26	再建設備の指定
29	地域婦人会積金の推進始まる
30	事務所新築農協青年部結成
32	農協婦人部結成
35	のりみす事業開設（38年迄）貯金1億円突破
36	文化会館新設（11月）組合長南米視察佐賀米作り運動始まる
37	食肉販売店開設（7月）貯金2億円突破 新佐賀米作り運動始まる
38	冷凍倉庫 新設 貯金3億円突破 鬼丸・西神野協同養鶏場開設
39	「組合員の生産規模拡大・農外所得拡大」38年～40年指導強化推進
40	鶏卵選別機新設（5月）西田代支所開設（11月）LPガス事業開設 八戸支店新築（西田代支店移転）中折支店開設（10月）
43	貯金10億円突破 創立20周年記念式典開催
45	米生産調整始まる 貯金15億円突破
46	本店新築落成（11月）多布施支店開設 貯金20億円突破
47	神野支店新築開店（10月）多布施支店新築 貯金26億円突破
48	創立25周年記念式典開催 貯金27億円突破
49	新家支店新築開店（10月）年度末貯金42億円突破
50	冷凍倉庫閉鎖 佐賀市中央宅建設立（4月）
51	沖繩国際海洋博観光実施（9月）
52	本店増築工事落成（12月） 中折支店新築移転（8月）貯金68億円突破 組合長北南米視察（10月） 米生産調整強化さる 自給みそ作り施設完成（9月）
53	農協創立30周年記念式典（10月）
54	台湾観光積金旅行実施（5月）八戸支店新築移転（9月） CD設置（西友）貯金82億円突破
55	農業資材倉庫落成（4月）オンライン開通（本店）
56	鬼丸支店新築開店（12月）貯金100億円突破 オンライン開通（八戸・新家）支店
57	オンライン開通（中折・多布施・神野）支店 信州アルペン能登の旅実施
58	オンライン開通鬼丸支店（9月）創立35周年記念式典（11月）
59	木塚組合長勇退 全銀内為制度加盟（8月）
60	木塚前組合長叙勲祝賀会（7月）青空朝市（8月） 本店・中折支店CD開通（10月）ふれあい広場（12月）
61	神野支店CD開通（3月）文化会館解体（6月） 青空朝市（8月）ふれあい広場（12月）研修センター落成（1月）
62	青空朝市（8月）中国積金友の会旅行実施（10月） 初代組合長木塚常雄氏合同葬儀（11月）ふれあい広場（12月） 中央米穀店オープン（3月）貯金140億円突破（3月） 長期共済新契約戸当り日本一達成（3月）
平成 2 年 度	●水害による臨時休業（7月2日） ●米輸入自由化阻止全国大会（9月25日） ●農協経営問題研究会（11月9日） ●礼宮文仁親王「結婚の議」（6月29日）

平成3年度	●アグネス開通式（7月1日） ●台風17号19号上陸。農産物住宅等被害甚大（9月14日・29日） ●定期積金友の会旅行〔中国〕（10月） ●第22回佐賀県農業大会（11月19日） ●神野支店落成式（11月25日） ●長崎県雲仙岳で火砕流連続発生（6月3日）
平成4年度	●米市場開放阻止全国大会（6月17日） ●本店ATM新機導入（7月10日） ●本店改装工事（10月） ●米を守る国民総決起大会（12月15日）
平成5年度	●共済事業創業40年ふれあいキャンペーンの集い（6月4日） ●定期積金友の会旅行〔東北〕（10月） ●例外なき関税化拒否市場開放阻止国民総決起大会（11月10日） ●コメ輸入自由化阻止ハンガーストライキ（青年部）（12月8日） ●コメ市場部分開放受け入れ（12月14日） ●皇太子「結婚の議」（6月9日）
平成6年度	●平成6年産米全量集荷佐賀県大会（10月1日） ●第23回JA佐賀県大会（11月14日） ●支店統廃合説明会（11月15・16日） ●臨時総会（11月29日） ●八戸・中折・鬼丸支店閉鎖（3月17日） ●多布施支店オープニング式典（3月20日）
平成7年度	●阪神大震災（1月17日） ●日本経済ではバブル崩壊による不良債権発生による住専問題等金融機関の倒産が相次ぐ。日本の金融不安が世界的に広がり、金利についても低金利時代が長引く。 ●定期積金友の会旅行〔北海道〕（7月） ●新食糧法に関する要求実現佐賀県大会（9月28日） ●JA年金友の会役員佐賀県大会（第1回）（10月17日） ●新食糧法施行（11月1日） ●九オン次期システムスタート（2月13日）
平成8年度	●O157問題発生 ●佐賀県JA金融推進大会（7月2日） ●低温倉庫工事清め式（8月19日） ●定期積金友の会旅行 佐渡観光（10月6日～9日） ●水田農業政策価格対策確立大会（東京）（11月7日） ●共済友の会旅行（平戸）（2月12日～13日） ●佐賀市農林水産まつり
平成9年度	●季楽神野店落成（4月9日） ●平成9年度計画出荷米確保総決起大会（7月29日） ●第21回JA全国大会（10月14日） ●定期積金友の会沖縄観光旅行（11月4日） ●農協創立50周年記念式典（11月13日） ●農協法公布50周年記念集会（1月9日） ●佐賀JA共済長期保有高5兆円達成大会（2月12日）
平成10年度	●農協創立50周年記念定期貯金抽選会（4月13日） ●平成9年度JA共済優績組合表彰式典（5月21日） ●平成10年度佐賀県JA金融推進大会（6月27日） ●水田営農確立対策全国代表者集会（10月28日） ●定期積金友の会 天の橋立・丹後半島・京都旅行（11月17日～11月20日） ●第14回ふれあい広場開催（12月27日） ●さが農業まつり（1月27日～31日）
平成11年度	●平成10年度JA共済全国優績組合表彰式典（5月19日～24日） ●佐賀県JA金融推進大会（10月9日） ●定期積金友の会旅行、四国（11月9日～12日） ●第15回ふれあい広場（12月28日） ●2000年さが農業まつり（1月26日～30日） ●女性部研修旅行、大分（2月22日～23日） ●第19回佐賀市農林水産まつり（3月4日～5日）

平成12年度	●年金友の会総会（5月11日） ●第52回通常総会（6月6日 木塚公雄新組合長就任） ●第16回青空朝市（8月11日） ●定期積金友の会旅行（八丈島・横浜・潮来）（11月7日～10日） ●第9回夢咲小町イベント ●共済友の会旅行（別府 2月14日～15日）
平成13年度	●佐賀中央宅建リニューアルオープン（6月1日） ●感謝市開催（8月11日） ●定期積金友の会旅行（立山アルペンルートと能登・飛騨路の旅）（9月26日～29日） ●神野支店リニューアルオープン10周年イベント（11月12日～16日） ●夢咲小町イベント（阿蘇で遊ぼうツアー11月3日、ライオンキング観劇ツアー1月19日） ●家の光全国大会普及率表彰（2月13日）
平成14年度	●本店・神野支店ATM新機種に更新 ●定期積金友の会旅行（見どころ満載東北4日間）（9月18日～21日） ●夢咲小町イベント（ユニバーサル・スタジオ・ジャパン）（10月19、20日）
平成15年度	●定期積金友の会旅行「富士、伊豆、東京」（9月17日～20日） ●食材宅配事業スタート（10月） ●COMPASS-JA稼動（10月） ●第25回JA佐賀県大会（12月） ●無洗米機稼動 ●農産物検査登録
平成16年度	●休日「ローン相談会」スタート（4月） ●「JASTEM」稼動（5月） ●ヘリ防除実験開始（8月） ●定期積金友の会旅行「北海道」（9月8日～11日） ●「印鑑照合照会システム」稼動（11月） ●県域JA合併研究協議会スタート
平成17年度	●個人情報保護法施行 ●県下JA貯金「8,000億円」必達推進運動 ●県域JA合併推進協議会発足（7月1日） ●定期積金旅行「北陸・東北」 ●本店リニューアル・オープン（11月）
平成18年度	●農業生産法人「アグリビズ」設立 ●井崎勝見前組合長旭日小綬章受章 ●青壮年部中国視察研修旅行 ●ICキャッシュカード発行開始 ●「開運定期」発売
平成19年度	●品目横断的経営安定対策（水田経営所得安定対策）スタート ●特典付定期積金「積キング」発売 ●定期積金旅行「甲州路・善光寺・日光東照宮」 ●幼稚園児「田植・稲刈り」体験実習 ●女性部ハワイ視察研修
平成20年度	●JA創立60周年記念定期貯金「米・ドリーム定期」発売 ●「やっぱり国産・佐賀県産農畜産物推進運動」街頭キャンペーン ●農業生産法人アグリビズ経営農産物直売所「米菜クック」オープン ●米麦研究会・青壮年部合同海外視察研修（香港・マカオ） ●定期積金旅行（熊野古道と伊勢神宮・奈良東大寺・法隆寺）
平成21年度	●ジャストミート定期貯金発売 ●夢咲小町イベント「阿蘇・大自然満喫ツアー」 ●第27回JA佐賀県大会 ●JAバンク全国大会優績組合表彰 ●ミャンマー連邦現地確認調査 ●「よい食プロジェクト」街宣活動

平成22年度	● J A 佐賀市中央青色申告会設立 ● 女性部による助け合い組織「さかえ会」発足 ● 「J A バンク」・「J A 共済」全国大会優績組合表彰 ● 戸別所得補償制度本格実施 ● TPP（環太平洋連携協定）への参加阻止運動展開 ● 東日本大震災 J A グループ復興支援活動
平成23年度	● 東日本大震災復興支援活動職員派遣 ● 年金友の会会員1,000名突破 ● TPP（環太平洋連携協定）交渉参加阻止運動の継続展開 ● 文書管理システム稼働
平成24年度	● TPP（環太平洋連携協定）交渉参加阻止活動の継続展開 ● 女性役員登用 ● 第28回 J A 佐賀県大会 ● 佐賀中央アグリビズ(株)佐賀農業賞最優秀賞及び農林水産大臣賞受賞
平成25年度	● 「五つ星定期」発売 ● 貯金250億円突破 ● 定期積金旅行「北海道」 ● TPP 交渉参加阻止活動の継続展開
平成26年度	● 消費税8%スタート ● J A 改革を巡る議論が本格化 ● J A 佐賀市中央金融推進大会・県下 J A 貯金9,000億円必達推進大会 ● J A バンク優績店舗表彰（多布施支店）
平成27年度	● TPP（環太平洋連携協定）大筋合意 ● 「お年玉定期」発売 ● 本支店ATM更新 ● 貯金300億円突破
平成28年度	● 熊本地震復興支援活動職員派遣 ● TPP（環太平洋連携協定）交渉から米国離脱表明 ● 新 J A 会館竣工 ● 出資金額3億円突破
平成29年度	● J A 佐賀市中央創立70周年記念『感謝祭』開催 ● J A 佐賀市中央創立70周年記念式典開催 ● 西友佐賀店閉店 ● 貯金350億円突破
平成30年度	● 「18歳成人」改正民法成立 ● 働き方改革関連法成立 ● 西日本豪雨 ● TPP（環太平洋連携協定）発効
令和元年度	● 新本店ビル着工 ● 新天皇即位 令和に改元 ● 佐賀豪雨 旧本店ビル床上浸水（8月27日） ● 消費税率10%へ引き上げ
令和2年度	● 新本店竣工（4/7）・営業開始（4/13） ● 旧本支店売却 ● 新型コロナウイルス感染症流行拡大 ● 東京五輪開催1年延期
令和3年度	● 新型コロナウイルス感染症 流行続く ● 貯金残高400億円、貸出金残高120億円突破 ● 東京五輪開催 ● ロシア ウクライナ侵攻

9. 店舗等のご案内

(令和4年6月末現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	ATM設置
本 店	〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目3番1号	0952 ㊟23 8555	1 台
指 導 経 済 部	〒840-0804 佐賀市神野東4丁目3番10号	0952 ㊟30 9478	
佐賀中央宅建(株)	〒840-0804 佐賀市神野東4丁目3番13号	0952 ㊟31 3261	

10. 関連会社のご案内

単位：万円、%（令和4年6月末現在）

法 人 名	所 在 地	業 務 内 容	設立年月日	資本金	出資比率
佐賀中央宅建株式会社 代表取締役 山 田 雅 順	佐賀市神野東 4丁目3番13号	宅地建物取引業	昭和49年4月30日	5,500	100.0

◆ 営 業 内 容

宅地建物取引業 ▷免許、佐賀県知事(13)第1245号

土地建物売買仲介業 …… 土地建物の売却・購入に関する仲介斡旋

賃貸仲介事業 …… 貸ビル・アパート・マンション・貸家・駐車場等の仲介斡旋

代替地・代替資産仲介業 … 農地・土地建物等代替取得の仲介斡旋

その他宅地建物取引事業に付帯する事業

写真で見る
各店舗



本 店



指導經濟部



佐賀中央宅建株式会社

[illegible]



佐賀市中央農業協同組合

本店 佐賀市駅前中央1丁目3-1 ☎ ㊟8555(代)

指導経済部 佐賀市神野東4丁目3-10 ☎ ㊟9478

佐賀中央宅建 佐賀市神野東4丁目3-13 ☎ ㊟3261